令和5年度

第1回　関東ブロック発注者協議会　幹事会

議　事　次　第

日時：令和 5 年 5 月 31 日（水） 15 時 00 分～
方式：WEB 開催

１．開　　会

２．挨　　拶

３．議　　事
（議事事項）
（１）設置要領について

（２）働き方改革に関する発注者としての取組について
（建設業における 2024 年問題に関する取組について）

（３）全国統一指標・関東ブロック独自指標の令和６年度目標に向けた取組について

（４）その他

（休憩）

【第二部】

４．意見交換

５．閉　　会

配　布　資　料　一　覧

〇令和５年度　関東ブロック発注者協議会幹事会　出席者名簿
〇令和５年度　関東ブロック発注者協議会幹事会　配席表

〇「関東ブロック発注者協議会」設置要領（案）　資料１

〇建設業における時間外労働規制の適用に向けた
　令和５年度関東地方整備局の主な取り組みについて　資料２

〇全国統一指標・関東ブロック独自指標の
　令和６年度目標に向けた取組について　資料３

〇その他
（情報提供）
・建設業法施行令改正に伴う監理技術者等の要件見直しについて
資料４

・資源有効利用促進法パンフレット　資料５

資料1

「関東ブロック発注者協議会」設置要領

（名称）

第１条　本会は、関東ブロック発注者協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　協議会は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号令和元年６月１４日一部改正）」、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成１７年８月２６日閣議決定令和元年１０月１８日改正）」（以下「基本方針」という。）及び「発注関係事務の運用に関する指針（平成２７年１月３０日策定　令和２年１月３０日改正）」の趣旨を踏まえ、国、地方公共団体等及び特殊法人等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、もって関東ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

（事務）

第３条　協議会は、下記の事項について連絡調整を行う。

一　基本方針等に示された公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況

二　発注者間の支援

三　その他前条の目的を達成するために必要な事項

（協議会の構成）

第４条　協議会は、別紙１に掲げる委員をもって構成する。

２　会長は、国土交通省関東地方整備局長をもってあてる。

３　会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

４　副会長は、農林水産省関東農政局農村振興部長及び都県を代表する委員をもってあてる。なお、都県を代表する副会長は、任期を２年とし、互選により選任する。

５　副会長は、会長に事故がある時は、その職務を代理する。

（協議会の会議）

第５条　協議会の会議は、会長が招集する。

２　協議会の会議は、会長が議長を務める。

３　委員は、自ら指名した者を代理として会議に出席させることができる。

４　会長は、必要がある時は、別紙１に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

５　協議会の会議は、公開とする。なお、会長の判断により必要に応じて非公開とすることができる。

（幹事会の構成）

第６条　協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。

２　幹事会は、別紙２に掲げる幹事をもって構成する。

３　幹事長は、国土交通省関東地方整備局企画部長をもってあてる。

４　副幹事長は、農林水産省関東農政局農村振興部設計課長及び都県を代表する副会長に選任された都県の幹事をもってあてる。
５　副幹事長は、幹事長に事故がある時は、その職務を代理する。

（幹事会の会議）
第７条　幹事会の会議は、幹事長が招集する。
２　幹事会の会議は、幹事長が議長を務める。
３　幹事は、自ら指名した者を代理として会議に出席させることができる。
４　幹事長は、必要がある時は、別紙２に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。
５　幹事会の効率的な運営を図るため、必要に応じて分科会を設置することができる。
６　分科会の会議は、幹事長が招集する。
７　幹事会及び分科会の会議は、公開とする。なお、幹事長の判断により必要に応じて非公開とすることができる。

（庶務）
第８条　協議会の庶務は、関東地方整備局が関係機関の協力を得て処理する。

（雑則）
第９条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附　則　この要領は、平成20年11月６日から施行する。
附　則　この要領は、平成22年10月20日から施行する。
附　則　この要領は、平成23年10月28日から施行する。
附　則　この要領は、平成24年11月15日から施行する。
附　則　この要領は、平成25年11月15日から施行する。
附　則　この要領は、平成27年1月27日から施行する。
附　則　この要領は、平成27年8月3日から施行する。
附　則　この要領は、平成28年3月24日から施行する。
附　則　この要領は、平成29年3月27日から施行する。
附　則　この要領は、平成30年2月27日から施行する。
附　則　この要領は、平成30年7月17日から施行する。
附　則　この要領は、令和元年5月29日から施行する。
附　則　この要領は、令和2年7月22日から施行する。
附　則　この要領は、令和4年4月1日から施行する。
附　則　この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別紙１

第４条関係（委員）

	所　　属	部　　署	役　　職
会　長	国土交通省	関東地方整備局	関東地方整備局長
副会長	農林水産省	関東農政局	農村振興部長
副会長	茨城県	土木部	土木部長
委　員	警察庁	関東管区警察局	総務監察部長
	警察庁	科学警察研究所	総務部長
	警察庁	皇宮警察本部	副本部長
	警察庁	東京都警察情報通信部	情報通信部長
	財務省	関東財務局	管財第一部長
	財務省	関東信越国税局	総務部次長
	財務省	東京国税局	総務部次長
	農林水産省	関東森林管理局	計画保全部長
	国土交通省	関東地方整備局	企画部長
	国土交通省	関東地方整備局	営繕部長
	国土交通省	関東地方整備局	港湾空港部長
	国土交通省	関東運輸局	総務部長
	国土交通省	東京航空局	空港部長
	国土交通省	国土技術政策総合研究所	企画部長
	環境省	関東地方環境事務所	統括自然保護企画官
	防衛省	北関東防衛局	調達部長
	防衛省	南関東防衛局	調達部長
	最高裁判所	東京高等裁判所	事務局会計課長
	栃木県	県土整備部	県土整備部長
	群馬県	県土整備部	県土整備部長
	埼玉県	県土整備部	県土整備部長
	千葉県	県土整備部	県土整備部長
	東京都	建設局	企画担当部長
	神奈川県	県土整備局	技監（兼）都市部長
	山梨県	県土整備部	県土整備部長
	長野県	建設部	建設部長
	さいたま市	建設局	建設局長
	千葉市	建設局	建設局長
	横浜市	財政局	~~公共施設・事業調整室長~~ ファシリティマネジメント推進室 ファシリティマネジメント推進部担当部長
	川崎市	建設緑政局	建設緑政局長
	相模原市	都市建設局	都市建設局長
	茨城県水戸市	財務部	財務部長
	栃木県宇都宮市	建設部	建設部長
	群馬県前橋市	総務部	総務部長
	埼玉県川口市	都市計画部	技監兼都市計画部長
	千葉県船橋市	建設局都市計画部	都市計画部長
	東京都新宿区	みどり土木部	みどり土木部長
	神奈川県横須賀市	財務部	財務部長
	山梨県甲府市	行政経営部	行政経営部長
	長野県長野市	建設部	建設部長

別紙１

	所　　属	部　　署	役　　職
委　員	東日本高速道路㈱	関東支社	技術部長
	中日本高速道路㈱	東京支社	環境・技術管理部長
	首都高速道路㈱		技術部長
	成田国際空港㈱		調達部長
	日本中央競馬会		施設部長
	(国立研究開発法人)科学技術振興機構		契約部長
	(独)国際協力機構		調達・派遣業務部長
	(独)国立科学博物館		経営管理部長
	(独)国立女性教育会館		事務局長
	(独)国立美術館	国立西洋美術館	総務課長
	(独)国立文化財機構	東京国立博物館	総務部長
	(独)国立文化財機構	東京文化財研究所	研究支援推進部長
	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構		経理部長
	(独)中小企業基盤整備機構		財務部長
	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	東京支社	技術管理部長
	(独)都市再生機構		技術・コスト管理部長
	(独)日本学生支援機構	財務部	財務部長
	(独)日本芸術文化振興会	財~~政~~務企画部	財~~政~~務企画部長
	(国立研究開発法人)日本原子力研究開発機構		契約部次長
	(独)日本スポーツ振興センター	財務部	財務部長
	(独)水資源機構		技術管理室長
	(独)労働者健康安全機構	医療企画部	営繕企画監
	(国立研究開発法人)産業技術総合研究所	施設部	施設部長
	(独)製品評価技術基盤機構		企画部管理部長
	地方共同法人 日本下水道事業団		事業統括部長

別紙２

第６条関係（幹事）

	所　　属	部　　署	役　　職
幹事長	国土交通省	関東地方整備局	企画部長
副幹事長	農林水産省	関東農政局	農村振興部　設計課長
副幹事長	茨城県	土木部	検査指導課長
幹　事	警察庁	関東管区警察局	総務監察部　会計課長
	警察庁	科学警察研究所	総務部　会計課長
	警察庁	皇宮警察本部	会計課長
	警察庁	東京都警察情報通信部	通信庶務課長
	財務省	関東財務局	管財第一部　第一統括国有財産管理官
	財務省	関東信越国税局	総務部　営繕監理官
	財務省	東京国税局	総務部　営繕監理官
	農林水産省	関東森林管理局	森林整備部　森林整備課長
	国土交通省	関東地方整備局	総務部　契約管理官
	国土交通省	関東地方整備局	企画部　技術開発調整官
	国土交通省	関東地方整備局	営繕部　営繕品質管理官
	国土交通省	関東地方整備局	港湾空港部　技術審査官
	国土交通省	関東運輸局	総務部　会計課長
	国土交通省	東京航空局	技術管理官
	国土交通省	国土技術政策総合研究所	企画部　施設課長
	環境省	関東地方環境事務所	自然環境整備課長
	防衛省	北関東防衛局	調達部　調達計画課長
	防衛省	南関東防衛局	調達部　調達計画課長
	最高裁判所	東京高等裁判所	事務局会計課課長補佐
	茨城県	農林水産部農地局	農地整備課長
	栃木県	県土整備部 農政部	技術管理課長 農村振興課長
	群馬県	県土整備部 農政部	契約検査課長 農村整備課長
	埼玉県	県土整備部 農林部	建設管理課長 農村整備課長
	千葉県	県土整備部 農林水産部	技術管理課長 耕地課長
	東京都	建設局総務部 産業労働局農林水産部	技術管理課長 農業基盤整備担当課長
	神奈川県	県土整備局都市部 環境農政局総務室	技術管理課長 経理担当課長
	山梨県	県土整備部 農政部	技術管理課長 耕地課長
	長野県	建設部	建設政策課　技術管理室長
	さいたま市	建設局	技術管理課長
	千葉市	建設局土木部	技術管理課長
	横浜市	~~財政局　公共施設・事業調整室~~ 財政局ファシリティマネジメント推進室 ファシリティマネジメント推進部	~~公共施設・事業調整課　担当課長~~ 公共事業調整課長
	川崎市	建設緑政局総務部	技術監理課長
	相模原市	都市建設局	技術監理課長
	茨城県水戸市	財務部	契約検査課長
	栃木県宇都宮市	建設部	技術監理課長
	群馬県前橋市	総務部　契約監理課	審査契約室長

別紙２

	所　　属	部　　署	役　　職
幹　事	埼玉県川口市	建設部	建設管理課長
	千葉県船橋市	建設局都市計画部	技術管理課長
	東京都新宿区	みどり土木部	道路課長
	神奈川県横須賀市	財務部	契約課長
	山梨県甲府市	行政経営部	契約管財室　指導検査課長
	長野県長野市	財政部	契約課長
	東日本高速道路㈱	関東支社　技術部	技術管理課長
	中日本高速道路㈱	東京支社	環境・技術管理部　技術管理課長
	首都高速道路㈱		技術部技術企画課長
	成田国際空港㈱		調達部調達~~企画~~管理グループ　マネージャー
	日本中央競馬会		施設部施設総務課長
	(国立研究開発法人)科学技術振興機構		契約部　契約調整課長
	(独)国際協力機構		~~調達・派遣業務部　計画・調整課長~~ 計画・調整課長
	(独)国立科学博物館		経営管理部　施設整備主幹
	(独)国立女性教育会館		財務・企画課長
	(独)国立美術館	国立西洋美術館	~~総務課　管理担当室長~~ 総務課室長(管理)
	(独)国立文化財機構	東京国立博物館	総務部　環境整備課長
	(独)国立文化財機構	東京文化財研究所	研究支援推進部　管理~~室~~課長
	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	経理部	~~経理部~~契約第一課長
	(独)中小企業基盤整備機構		~~財務部　調達・管理課　参事~~ 財務部施設課長
	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	東京支社	技術管理部技術管理課長
	(独)都市再生機構	技術・コスト管理部	~~都市再生設計課長~~ 担当課長
	(独)日本学生支援機構	財務部	施設整備推進室長
	(独)日本芸術文化振興会	財務企画部	~~総務~~財務企画部契約課長
	(国立研究開発法人)日本原子力研究開発機構		契約部　契約第３課長
	(独)日本スポーツ振興センター	財務部調達管財課	財務部　調達管財課長
	(独)水資源機構		技術管理室 技術調査課長
	(独)労働者健康安全機構	医療企画部	建築課長
	(国立研究開発法人)産業技術総合研究所	施設部	計画室長
	(独)製品評価技術基盤機構		企画管理部 総務課長
	地方共同法人 日本下水道事業団		事業統括部 技術監理課長

令和５年３月２８日
国土交通省関東地方整備局
企画部

建設業における時間外労働規制の適用に向けた
令和５年度関東地方整備局の主な取り組みについて

関東地方整備局では、令和６年（２０２４年）４月から建設業における時間外労働規制が適用されることから、令和５年１月２３日に開催した１都８県建設業協会との意見交換会を踏まえ、令和５年度の関東地方整備局の主な取り組みについてまとめましたのでお知らせします。

＜発表記者クラブ＞　竹芝記者クラブ　埼玉県政記者クラブ　神奈川建設記者会

＜問い合わせ先＞
関東地方整備局 企画部
電話：０４８－６０１－３１５１（代表）　FAX：０４８－６００－１３７４
技術管理課　課長　　後閑 浩幸　（ごかん ひろゆき）　（内線：３３１１）

令和５年３月２８日
関東地方整備局

建設業における２０２４年問題に向けた課題と対応（案）

■２０２４年（令和６年）４月から適用される建設業の罰則付時間外労働の上限規制

○法定労働時間 ……	１日８時間、１週間４０時間
○時間外労働の上限規制 …	月４５時間かつ年間３６０時間 （災害への対応・除雪などは対象外）

■建設業の課題と対応

１．（時間外の）労働時間の削減

（１）適正工期の確保

・継　　続：無理のない工程による入札時に概略工事工程表の開示の徹底、適切な工期変更の徹底

・全国的課題：猛暑日の作業効率低下による工期設定、書類作成期間の工期へ反映
→令和５年度より猛暑日を考慮した工期設定へ改定
（令和５年４月１日以降に入札・契約手続運営委員会に諮る工事から適用）

（２）週休二日制の実施

・継　　続：発注者指定による週休二日制工事の実施、公共発注機関への展開、民間工事への展開

・新規対応：令和５年度より関東ブロック発注者協議会による「週休二日制対象工事の実施状況」の指標を都県政令市から市区町村発注工事へ拡大
：ＣＣＵＳの活用による月単位の現場閉所による週休二日制実態の確認の試行

・全国的課題：週休二日制の補正係数の見直し

（３）実作業以外の準備後片付け等の実態把握

・継　　続：令和３年度施工合理化調査より実作業時間以外の始業及び終業時の準備後片付け等や資材置き場に集合し資材積み込み後に現場へ移動する場合の実態把握を反映
→準備、後片付け等の実態を把握し標準的な時間を分析する等により令和５年度の標準歩掛に反映。（R5.2.28 本省記者発表）
（令和５年４月１日以降に入札に諮る工事から適用）

（４）交通規制を伴う夜間工事、２４時間施工のニューマチックケーソン工事

・新規対応：交通規制を伴う夜間工事の特記仕様書は、現在、作業時間を記載しているが警察協議による規制を伴う道路使用許可時間（予定を含む）の条件

明示の記載を検討
→時間外労働規制の適用に向け「工事の施工時間に係る特記仕様書記載例」を改定
（令和５年４月１日以降に入札・契約手続運営委員会に諮る工事から適用）

・全国的課題：ニューマチックケーソン工事は送気用設備の運転に従事する作業員の積算基準が２４時間の２交替制となっているため、今後、見直しが必要

（５）時間外労働の上限規制の例外

・新規対応：災害への対応・除雪などは適用対象外であるが、運用に向けて関東地方整備局管内の労働担当部局と直轄事務所、建設業協会等との勉強会等を開催し、受発注者双方の理解を促進させる。

２．給与等の処遇改善

・継　　続：労務単価や補正率等の見直し
→公共工事設計労務単価が改訂（R5.2.14 本省記者発表）
（令和５年３月１日以降に入札に諮る工事から適用）

・継　　続：下請取引等実態調査

３．生産性の向上

（１）手続きに関する生産性

・新規対応：建設業許可・経営事項審査のオンライン化→令和５年１月より
賃上げ総合評価の実績確認のオンライン回答→令和５年１月より
公共事業労務費調査のオンライン化→令和５年度より

（２）発注に関する生産性

・継　　続：施工時期の平準化（余裕期間制度、フレームワークモデル工事の活用）
・継　　続：一括審査方式の活用
・継　　続：概算概略発注の削減

（３）現場に関する生産性

①施工の生産性向上

・継　　続：ＩＣＴ、ＢＩＭ／ＣＩＭ活用による生産性向上
・新規対応：「３次元計測技術を用いた出来形管理の活用手引き（案）」を関東地方整備局にて作成、公表（Ｒ４．１２．２３）

②書類のスリム化、生産性向上（元請の技術者）

・継　　続：「土木工事電子書類スリム化ガイド」の徹底、「検査書類限定型工事」の活用
・新規対応：関東地方整備局作成の「土木工事電子書類スリム化ガイド」のバージョンアップ
・新規対応：書類の作成等をオフィスからする現場支援「建設ディレクター制度」の活用事例の水平展開

（４）直轄以外への発注に関する生産性

・継　　続：都県、市区町村発注工事へ生産性向上に係る直轄の取り組みの水平展開。

（５）その他

・新規対応　令和５年度優良工事等表彰（令和４年度完成工事等）は生産性向上や働き方へ資する効果的な取組に関して追加表彰を実施

４．入札契約

●品確法の基本理念を踏まえ、担い手確保・育成、働き方改革、生産性向上などを図るため多様な総合評価の取組を実施しており、適宜ＰＤＣＡサイクルによる検証を行い、見直し等を実施しているところ。

・施工時期の平準化

・発注量や地域特性に応じた余裕期間制度の適切な活用

・フレームワークモデル工事、公募型指名競争入札を適切に活用した柔軟な監理技術者の配置

・受発注者事務負担軽減を目的に企業の技術力の評価のみを行う「企業能力評価型」を新設し、柔軟な監理技術者の配置とする。（令和５年８月以降に公告する工事から適用）

・受注者の事務負担軽減のための一括審査方式、段階選抜方式、簡易確認型、技術提案簡易評価型の活用

→段階的選抜方式については、落札者の固定化対策を図りつつ、受発注者双方の事務負担の更なる軽減を図る観点から上限を１５者とする見直しを実施。

（令和５年４月以降に公告する工事から適用）

・総合評価の自由設定項目において週休２日取組実績を加点評価

・監理技術者育成交代モデル工事や特例監理技術者制度など、監理技術者の柔軟な配置交代の促進

・若手技術者活用評価型、技術者育成型の積極的な活用により、若手技術者の育成を行うことによる技術者活用の促進

・新技術導入促進型の活用により、新技術活用による効率的な施工を行う等の生産性向上の促進

猛暑日を考慮した工期設定へ改定

・工期の設定に当たっては、実働日数に天候等による作業不能日を加えて設定しています。

・従来、天候等による作業不能日は降雨・降雪日数のみでしたが、今回、**猛暑日日数を加え、猛暑日を考慮した工期設定に改定**。

・また、作業不能日が官積算で見込んでいる以上に著しく乖離し、作業を休止せざる得なかった場合には受注者は発注者へ工期延長を協議することができます。

■猛暑日を考慮した工期設定

工　期　＝　実働日数 ×　（１＋雨休率）
＋ 準備期間 ＋ 後片付け期間 ＋ その他作業不能日

（実働日数：
毎年度設定される歩掛の「作業日当たり標準作業量」から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出）

雨休率　＝　（休日数 ＋ 天候等による作業不能日）／ 実働日数

天候等による作業不能日　＝　降雨・降雪日日数　＋　猛暑日日数

猛暑日日数　＝ 年毎のWBGT値31以上の時間※を日数換算し、平均した値（対象：5か年）

※8時～17時の間のデータを対象とする。

⇒　WBGT値31以上の時間は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている最寄りの観測データ（８～17時を対象）を活用

■特記仕様書記載例

第〇条　工期

1. 工期は、雨天、休日等〇〇日を見込み、契約の翌日から令和〇〇年〇月〇日までとする。
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	〇日間
②後片付け期間	〇日間
③雨休率（実働工期日数に休日と天候等による作業不能日を見込むための係数　実働日数×係数）	〇．〇
④地元調整等による工事不可期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日	〇日間
⑤　・・・	
⑥　・・・	

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。
（当該工事の作業不能日ではない。）
イ）1日の降雨・降雪量が10㎜/日以上の日：〇〇日間
ロ）8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：〇〇日間
（少数第1位を四捨五入し整数止めし日数換算した日数）

（過去5か年（20〇〇年～20〇〇年）の気象庁（〇〇観測所）及環境省（〇〇地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日））

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が**工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し**、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

関東ブロック発注者協議会の取組として、「週休二日制対象工事の実施状況」の指標を都県政令市から市区町村へ拡大

・関東ブロック発注者協議会の取組として、国等、都県政令市の発注工事を対象に「週休二日制対象工事の実施状況」の指標とし、令和6年度に全ての工事を対象に実施することを目標値として定め、毎年フォローアップを実施し見える化により推進しています。

・関東地方整備局管内（1都8県）の市区町村の発注工事のうち、多くの市区町村が週休二日制対象工事として発注手続きを実施していない状況です。

↓

・建設業の時間外労働規制が令和6年度から適用されることを踏まえ、「週休二日制対象工事の実施状況」の指標を市区町村の発注工事へも拡大します。
これにより、全ての公共発注機関が、「週休二日制対象工事の実施状況」を指標とし取組が見える化され、建設業の働き方改革の推進が期待されます。

時間外労働規制の適用に向け「工事の施工時間に係る特記仕様書記載例」を改定

・積算上の標準作業時間には、作業、KY活動、後片付け等が含まれることを明記。
・また、道路の交通規制を伴う場合は道路使用許可時間を明記。

現 在

第〇〇条　施工時間

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作 業 区 分	施 工 区 分	作 業 時 間
昼間作業	〇〇工、〇〇工、〇〇部の〇〇工	〇〇:〇〇~〇〇:〇〇
夜間作業	〇〇部の〇〇工、〇〇部の〇〇工	〇〇:〇〇~〇〇:〇〇
	〇〇工、〇〇工	〇〇:〇〇~〇〇:〇〇
昼夜間作業	〇〇工、〇〇工	〇〇:〇〇~〇〇:〇〇

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

改 定

第〇〇条　施工時間

1. 本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施 工 区 分	標準作業時間　※1
昼間作業	〇〇工、〇〇部の〇〇工	〇〇:〇〇~〇〇:〇〇
夜間作業	〇〇工	〇〇:〇〇~〇〇:〇〇
昼夜間作業	〇〇工	〇〇:〇〇~〇〇:〇〇

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。（※2）

各々の標準作業時間（※1）には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

＜発注時に制約条件が明確の場合＞

2. 夜間作業における道路使用許可の時間帯は下記のとおり予定する。

路線名	道路使用許可時間帯
国道〇〇号	〇〇:〇〇~〇〇:〇〇

ただし、上記時間帯に変更があった場合は、監督職員と協議するものとする。

＜発注時に制約条件が明確でない場合＞

2. 夜間作業における道路使用許可の時間帯は、〇〇時～〇〇時を見込んでいる。

※1 協議等で作業時間を指定する場合は「作業時間」とする
※2 協議等で作業時間を指定する場合は削除
※3 その他作業時間帯に制限を受ける場合は記載内容を適宜変更

令和6年（2024年）4月より適用される建設業の時間外労働規制の適用外となる災害の円滑な運用に向けた関係機関とのコミュニケーションの実施

・令和6年（2024年）4月より建設業についても時間外労働規制が適用されます。

・労働基準法第33条第1項の規定に基づき災害は適用除外となるため、円滑な運用に向けて直轄事務所、労働部局、建設業協会等とのコミュニケーションの取り組みを実施。

（参考）

労働基準法　抜粋

（災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等）
第三十三条
　災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第三十二条から前条まで若しくは第四十条の労働時間を延長し、又は第三十五条の休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。

（参考）

群馬県建設業協会では、時間外労働上限規制の基礎知識のリーフレットを作成

令和5年度優良工事等表彰（令和4年度完成工事等）は生産性向上や働き方改革へ資する効果的な取組に関して追加表彰を実施

・関東地方整備局では、前年度に完成した工事等の中で、特に優れた成績を収めた工事等について、毎年7月頃に優良工事等表彰を実施しているところです。
優良工事等表彰は関東地方整備局が発注する工事等において総合評価にて加点するインセンティブが付与されます。

・令和5年度優良工事等表彰（令和4年度完成工事等）について、建設業における時間外労働上限規制が令和6年度から適用されることを踏まえ、建設現場の生産向上や働き方改革に資する効果的な取組を行った工事等について従来の表彰に加え追加表彰（局長表彰、事務所長表彰）を実施。

【工事の追加表彰】

従来の優良工事局長等表彰に加え追加表彰を実施。
工事成績評定点の上位から、「週休2日適用工事」を達成した工事のうち、以下の①～③に該当する工事を追加表彰。

① 「ICT 活用工事及びBIM/CIM 活用工事」のうち、建設現場の生産性向上に資する先進的、効果的な取組を行った工事
② 「働き方改革への取組」により、現場技術者の負担を軽減し、作業の効率化と就労時間の短縮を図る効果的な取組を行った工事
③ 「新技術を活用した工事」のうち、建設現場の生産性向上に資する先進的、効果的な取組を行った工事

【業務の追加表彰】

従来の優良業務局長等表彰に加え追加表彰を実施。
業務成績評定点の上位から、BIM/CIMを活用し受発注者協議や対外説明等に関して、効果的な取組を行った業務を追加表彰。

【今後の予定】

優良工事等の推薦を事務所から本局へ令和5年4月に行い、その後、関東地方整備局優良工事等選定委員会にて局長表彰を選定し令和5年7月に公表予定。

「企業能力評価型」の試行　《R5年度新規》

国土交通省
関東地方整備局

○不調不落対策および受発注者の事務負担軽減を目的として、今年度の本省ガイドラインの改定において、技術者能力の評価項目を省略する「企業能力評価型」が、新たに全国試行として位置づけられる見込み。

○関東地方整備局においても、上記の目的や地域の担い手の育成確保の観点から、通常工事を対象に、災害協定やBCP認定等地域精通度の配点割合が高く、企業の技術力の評価のみを行う「企業能力評価型」の試行を新たに適用する。

【概要】
1．企業の技術力のみを評価対象とする。
2．地域精通度、地域貢献度の評価を必須とする。
3．自由設定項目については、本試行では技術者の評価を行わないことから、重点施策項目である若手・女性技術者の活用のほかは、純技術的な項目とする

【対象工事】
○工事種別：一般土木・As舗装・維持修繕
○工事規模：分任官工事のうち、原則2億円以下の工事
○施工能力評価型Ⅱ型
○難易度がそれほど高くない（Ⅱ（やや難）以下）工事を対象

【配点表】　　◎:必須　○:選択

項目	細目	評価項目	満点	評価点	選択
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	7点	2点	◎
		工事成績（都県・政令市の成績も評価可能）		3点	◎
		優良工事表彰等		2点	◎
	地域精通度・地域貢献度	近隣の施工実績	10点	2点	◎
		緊急時の施工体制		2点	◎
		災害協定の有無		2点	◎
		災害協定に基づく活動実績の有無		2点	◎
		BCPの認定		2点	◎
	自由設定項目	①優良下請企業の活用	3点	3点	○（③④のどちらか一方は必須とし、両方選択は不可。）
		②登録基幹技能者の活用			
		③若手技術者の活用			
		④女性技術者の活用			
合　計			20点		

段階的選抜方式　《R5年度見直し》

国土交通省
関東地方整備局

○段階的選抜方式は、落札者の固定化対策を図りつつ、受発注者双方の事務負担の更なる軽減を図るため、競争参加資格確認資料を一次選定し、選抜された者に対して二次審査を行う方式。
○平成30年度より、落札者の固定化対策としてチャレンジ枠を設定し、一次選抜者数を拡大。
○段階的選抜方式の効果をさらに上げる観点から、令和5年度より、上限を15者とする見直しを実施。

【H30～】

・一次選抜数を拡大し、落札者の固定化対策としてチャレンジ枠を設定

チャレンジ枠　：　最低10者選抜は固定、10者を超えた者の半数（切り上げ）
※切り上げは、半数及び同点者を切り上げ

・チャレンジ枠の設定により一次選抜数が拡大し、落札者の**83%は15位以内で1次選抜された者**となっていることから、落札者の固定化対策が図られている

・参加者からは、配置予定技術者の拘束時間の短縮、事務処理軽減が図られていると意見を得ているが、平均選抜者数**19.3者（平均参加者数24.9者、5.6者非選抜）**、15者以上の選抜が**85%**となっており、現状の運用では選抜者数が多く、段階的選抜方式の効果が十分に発揮できていない

1次選抜業者数　R2年度～R4年度（一般土木）

1次選抜業者数	件	率
～10者未満	0件	0%
10～14者	6件	15%
15～19者	15件	38%
20～25者	11件	28%
25者以上	7件	18%
計	39件	100%

15者以上：約85%
20者以上：約46%
平均：約19.2者

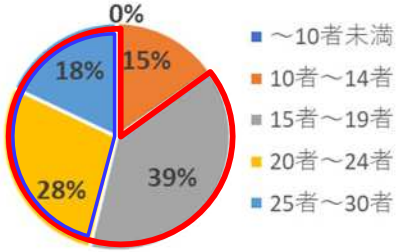

【R5～】

これまでのチャレンジ枠の運用結果をふまえ、受発注者双方の事務負担軽減のため、チャレンジ枠の見直しを行う

チャレンジ枠見直し：　最低10者選抜は固定、10者を超えた者の半数（切り捨て）
15者を上限
（15者を越えない範囲の同位で切り捨て）

落札者の1次選抜時順位　R2年度～R4年度（一般土木）

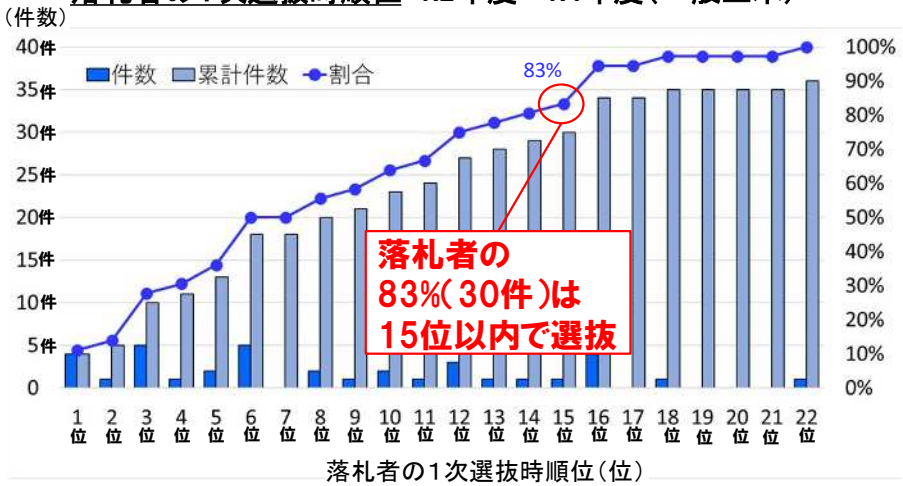

1.（2）時間外労働規制の適用に向けた工事積算等の適正化

国土交通省
工　事

○ 朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映されるべきもの。
　⇒ 適正なデータで標準的な時間を分析する等により、標準歩掛等に反映。

○ 路上工事などで常設の作業帯が現場に設けられない工事では、資材基地からの移動時間を考慮した積算にする必要。
　⇒ 施工の実態調査の結果を基に、今後、移動時間を考慮した積算にするための方法を多角的に検討。

■朝礼や準備体操、後片付け等を含めた就業時間（イメージ）

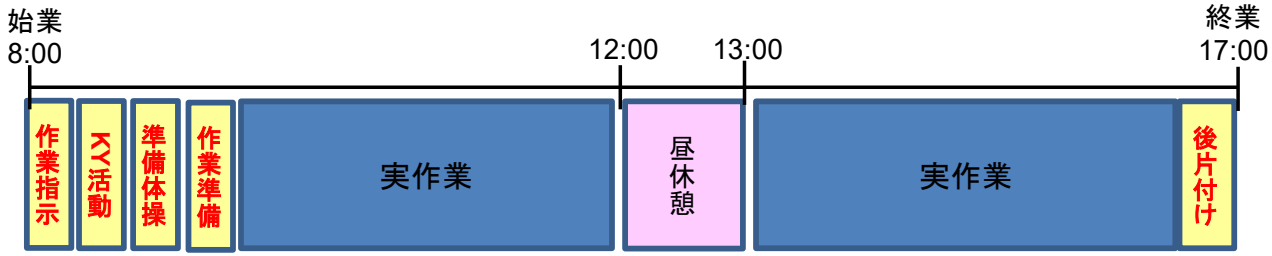

○令和４年度の施工の実態調査において、朝礼や準備体操、後片付け等の実態を把握。

⇒ 適正なデータで分析する等により、標準歩掛等に反映。

⇒ 令和５年度以降も、施工の実態調査の結果を基に、順次、実態を標準歩掛に適切に反映していく予定。

■資材基地からの移動時間を含めた就業時間（イメージ）

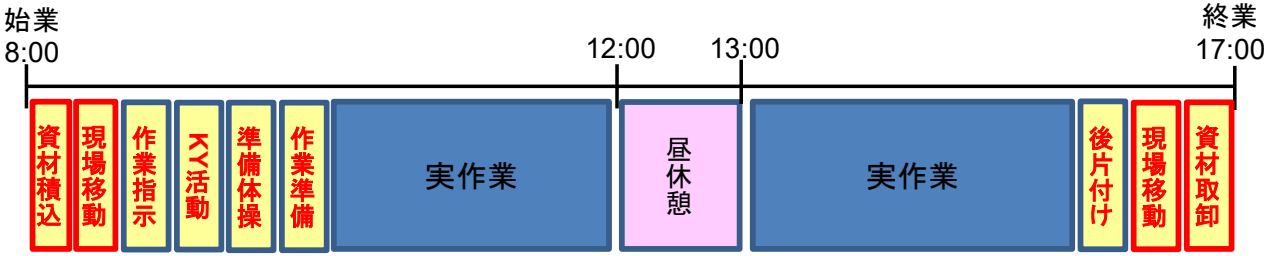

○令和４年度は移動時間の実態を把握するため、大都市圏の路上工事を中心に、施工の実態調査を重点的に実施。

⇒ 令和５年度は、施工の実態調査の結果を基に、移動時間を考慮した積算にするための方法を多角的に検討。

出典：「令和5年度国土交通省土木工事・業務の積算 基準等の改定」記者発表資料（令和5年2月28日大臣官房技術調査課、総合政策局公共事業企画調整課、道路局国道・技術課、国土技術政策総合研究所）

資料3

全国統一指標・関東ブロック独自指標の令和6年度目標に向けた取組について

令和5年5月31日
国土交通省　関東地方整備局

目　次

1．新・担い手３法、発注関係事務の運用に関する指針について

2．全国統一指標・関東ブロック独自指標
　・令和３年度調査結果について

3．全国統一指標・関東ブロック独自指標
　・ロードマップ（イメージ）

１．新・担い手３法、発注関係事務の運用に関する指針について

品確法と建設業法・入契法（新担い手３法）　Ｒ１改正時の概要

平成26年に、公共工事品確法と建設業法･入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手３法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、５年間の成果をさらに充実する新・担い手３法改正を実施

担い手３法施行(H26)後５年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正　～公共工事の発注者･受注者の基本的な責務～

○発注者の責務
・適正な工期設定　（休日、準備期間等を考慮）
・施工時期の平準化　（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
・適切な設計変更
（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

○受注者（下請含む）の責務
・適正な請負代金･工期での下請契約締結

○発注者･受注者の責務
・情報通信技術の活用等による生産性向上

○発注者の責務
・緊急性に応じた随意契約･指名競争入札等の適切な選択
・災害協定の締結、発注者間の連携
・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

○調査･設計の品質確保
・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者･受注者の責務の各規定の対象に追加

働き方改革の推進

○工期の適正化
・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止
（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化＜入契法＞

○現場の処遇改善
・社会保険の加入を許可要件化
・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化
・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

災害時の緊急対応強化
持続可能な事業環境の確保

○災害時における建設業者団体の責務の追加
・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保
・経営管理責任者に関する規制を合理化
・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

建設業法・入契法の改正　～建設工事や建設業に関する具体的なルール～

●公共工事の品質確保の促進に関する法律　Ｒ１改正時の概要　（令和元年６月７日成立　６月１４日施行）

背景・必要性

１．災害への対応

○全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

２．働き方改革関連法の成立

○「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

３．生産性向上の必要性

○建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

４．調査・設計の重要性

○公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

法案の概要（改正のポイント）

Ⅰ．災害時の緊急対応の充実強化

【基本理念】
災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

【発注者の責務】
①緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携
③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

Ⅱ．働き方改革への対応

【基本理念】
適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮

【公共工事等を実施する者の責務】
適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結

【発注者の責務】
①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
②公共工事の施工時期の平準化に向けた、
債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

Ⅲ．生産性向上への取組

【基本理念、発注者・受注者の責務】
情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

Ⅳ．調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について**広く本法律の対象**として位置付け

Ⅴ．その他

(1) 発注者の体制整備
① 発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備**【発注者の責務】**
② 国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等

(2) 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用**【基本理念】**
(3) 公共工事の目的物の適切な維持管理
【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】

法改正の理念を現場で実現するために、**地方公共団体、業界団体等の意見を聴き、基本方針や発注者共通の運用指針を改正**

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」改正の主なポイント

運用指針とは：品確法第22条に基づき、**地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成（令和2年）**

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、**発注者共通の指針**として、体系的にとりまとめ
- **国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い**、その**結果をとりまとめ、公表**

	工事	測量、調査及び設計【新】
必ず実施すべき事項	①予定価格の適正な設定 ②歩切りの根絶 ③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 ④施工時期の平準化【新】 ⑤適正な工期設定【新】 ⑥適切な設計変更 ⑦発注者間の連携体制の構築	①予定価格の適正な設定 ②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 ③履行期間の平準化 ④適正な履行期間の設定 ⑤適切な設計変更 ⑥発注者間の連携体制の構築
実施に努める事項	①ICTを活用した生産性向上【新】 ②入札契約方式の選択・活用 ③総合評価落札方式の改善【新】 ④見積りの活用 ⑤余裕期間制度の活用 ⑥工事中の施工状況の確認【新】 ⑦受注者との情報共有、協議の迅速化	①ICTを活用した生産性向上 ②入札契約方式の選択・活用 ③プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用 ④履行状況の確認 ⑤受注者との情報共有、協議の迅速化
災害対応	①随意契約等の適切な入札契約方式の活用 ②現地の状況等を踏まえた積算の導入 ③災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携	

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」改正の主なポイント

必ず実施すべき事項（工事）

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、工期、施工の実態等を**的確に反映した積算を行う。**また労務費、機械経費、間接経費を補正するなどにより、**週休2日等に取り組む際に必要となる経費を適正に計上**する。

② 歩切りの根絶

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第７条第１項第１号の規定**に違反**すること等から、**これを行わない**。

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

④ 施工時期の平準化【新】

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。

具体的には、**中長期的な工事の発注見通し**について、地域ブロック単位等で統合して公表する。また、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

⑤ 適正な工期設定【新】

工期の設定に当たっては、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、**工事に従事する者の休日**、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により**工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮**する。また、週休２日を実施する工事については、その分の日数を適正に考慮する。

⑥ 適切な設計変更

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の変更を適切に行う。**その際、工期が翌年度にわたることとなったときは、**繰越明許費を活用**する。

⑦ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」改正の主なポイント

実施に努める事項（工事）

① ICTを活用した生産性向上【新】

工事に関する情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIMや3次元データ**を積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、**情報共有システム等の活用の推進**に努める。また、**ICTの積極的な活用**により、**検査書類等の簡素化や作業の効率化**に努める

② 入札契約方式の選択・活用

工事の発注に当たっては、**工事の性格や地域の実情等に応じ**、価格競争方式、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式等の**適切な入札契約方式を選択する**よう努める。

③ 総合評価落札方式の改善【新】

豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**民間発注工事**や**海外での施工経験**を有する技術者の活用も考慮して、施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、**災害時の活動実績**を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。さらに、国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を総合評価落札方式における評価の対象とするよう努める。

④ 見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

⑤ 余裕期間制度の活用

労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる**余裕期間制度の活用**といった契約上の工夫を行うよう努める。

⑥ 工事中の施工状況の確認【新】

下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、その**実態を把握**するよう努める。

⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

⑧ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」改正の主なポイント

必ず実施すべき事項（測量、調査及び設計【新】）

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、市場における技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を**的確に反映した積算を行う。**

② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

③ 履行期間の平準化

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。

具体的には、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

④ 適正な履行期間の設定

履行期間の設定に当たっては、業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて準備期間、**照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日**、天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する。

⑤ 適切な設計変更

設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**契約額や履行期間の変更を適切に行う**。その際、履行期間が翌年度にわたることとなったときは、**繰越明許費を活用**する。

⑥ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」改正の主なポイント

実施に努める事項（測量、調査及び設計【新】）

① ICTを活用した生産性向上（新）

業務に関する情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIMや3次元データ**を積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、**情報共有システム等の活用の推進**に努める。また、**ICTの積極的な活用**により、**検査書類等の簡素化や作業の効率化**に努める。

② 入札契約方式の選択・活用

業務の発注に当たっては、**業務の内容や地域の実情等に応じ**、**プロポーザル方式**、総合評価落札方式、価格競争方式、コンペ方式等の**適切な入札契約方式を選択する**よう努める。

③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用

技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務においては、**プロポーザル方式により技術提案**を求める。

また、豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**海外での業務経験を有する技術者の活用**等も考慮するとともに、業務の内容に応じて国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を評価の対象とするよう努める。

④ 履行状況の確認

履行期間中においては、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日にしない等の**ウイークリースタンスの適用**や**条件明示チェックシートの活用**、**スケジュール管理表の運用**の徹底等により、履行状況の確認を適切に実施するよう努める。

⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

設計業務については、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い受発注者間で共有するため、**発注者と受注者による合同現地踏査の実施**に努める。**テレビ会議**や現地調査の臨場を要する確認等におけるウェアラブルカメラの活用などにより、**発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努め**、情報共有が可能となる環境整備を行う。

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」改正の主なポイント

災害対応（工事・業務）【新】

① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用

災害時の入札契約方式の選定にあたっては、工事の緊急度を勘案し、**随意契約等を適用**する。
災害協定の締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約の相手を選定するとともに、**書面での契約**を行う。
災害発生後の緊急対応にあたっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能な者を選定することや、**概算数量による発注**を行った上で現地状況等を踏まえて**契約変更を行うなど、工事の緊急度に応じた対応も可能**であることに留意する。

② 現地の状況等を踏まえた積算の導入

災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労働力や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、**積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離**しているおそれがある場合には、**積極的に見積り等を徴収**し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定する。

③ 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

災害発生時の状況把握や災害応急対策又は災害復旧に関する工事及び業務を迅速かつ円滑に実施するため、あらかじめ、**災害時の履行体制を有する建設業者団体や業務に関する各種団体等と災害協定を締結する**等の必要な措置を講ずるよう努める。災害協定の締結にあたっては、**災害対応に関する工事及び業務の実施や費用負担、訓練の実施等について定める**。また、必要に応じて、協定内容の見直しや標準化を進める。
災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に面的に生じるため、その被害からの復旧にあたっても**地域内における各発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組む。**

各指標の品確法、基本方針、運用指針における位置づけ

【指標】	【法、基本方針、運用指針の対応する条項】
工事① 地域平準化率 （施工時期の平準化）	［品確法］ 第7条.1.五 ［基本方針］第2.1.(4)
工事②⑥ 週休2日対象工事の実施状況 （適正な工期設定）	［品確法］ 第7条.1.六 ［基本方針］第2.1.(5)
工事③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 （ダンピング対策）	［品確法］ 第7条.1.四 ［基本方針］第2.1.(3)
工事④ 最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況 （予定価格の適正な設定）	［品確法］ 第7条.1.一 ［運用指針］1－1
工事⑤ 設計変更ガイドラインの策定・活用状況 （適切な設計変更）	［品確法］ 第7条.1.七 ［運用指針］1－3
業務① 地域平準化率 （履行期限の分散）	［品確法］ 第7条.1.五 ［基本方針］第2.8.(1).④
業務② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 （ダンピング対策）	［品確法］ 第7条.1.四 ［基本方針］第2.8.(1).③
業務③ ウィークリースタンスの実施 （履行状況の確認）	［運用指針］2－3

全国統一指標・関東ブロック独自指標
・令和３年度調査結果について

品確法運用指針に基づく発注関係事務に関する
全国統一指標調査・関東ブロック独自指標

【令和3年度調査】

令和4年10月
関東ブロック発注者協議会

1. 調査概要

１．調査概要

１－１　背景・目的

令和元年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第22条に基づき、令和2年1月に「発注関係事務の運用に関する指針」(以下、運用指針という)が策定された。運用指針において、国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表することとされている。

関東ブロック発注者協議会では、発注者が自らの取り組み状況を客観的に把握するため、運用指針で定められている発注関係事務に関する項目から「新・全国統一指標」及び「関東ブロック独自指標」を設定し目標値を定めた。

本資料は、「新・全国統一指標」及び「関東ブロック独自指標」に関する取り組みの実施状況をとりまとめたものであり、今後の発注関係事務の取り組みの向上のために活用していくものである。

1. 調査概要

1－2　調査対象

●471機関

国　　：17機関
特殊法人等：25法人
地方公共団体：1都8県、5政令市、415区市町村

	機関名
国	関東管区警察局
	科学警察研究所
	皇宮警察本部
	東京都警察情報通信部
	関東財務局
	関東信越国税局
	東京国税局
	関東農政局
	関東森林管理局
	関東地方整備局
	関東運輸局
	東京航空局
	国土技術政策総合研究所
	関東地方環境事務所
	北関東防衛局
	南関東防衛局
	東京高等裁判所

	機関名
特殊法人等	東日本高速道路(株)関東支社
	中日本高速道路(株)東京支社
	首都高速道路(株)
	成田国際空港(株)
	日本中央競馬会
	(国研)科学技術振興機構
	(独)国際協力機構
	(独)国立科学博物館
	(独)国立女性教育会館
	(独)国立美術館　国立西洋美術館
	(独)国立文化財機構　東京国立博物館
	(独)国立文化財機構　東京文化財研究所
	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
	(独)中小企業基盤整備機構
	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構　東京支社
	(独)都市再生機構
	(独)日本学生支援機構
	(独)日本芸術文化振興会
	(国研)日本原子力研究開発機構
	(独)日本スポーツ振興センター
	(独)水資源機構
	(独)労働者健康安全機構
	(国研)産業技術総合研究所
	(独)製品評価技術基盤機構
	地方共同法人　日本下水道事業団

	機関名
都県	茨城県
	栃木県
	群馬県
	埼玉県
	千葉県
	東京都
	神奈川県
	山梨県
	長野県
政令市	さいたま市
	千葉市
	横浜市
	川崎市
	相模原市

	機関名	区市町村数
都県（区市町村）	茨城県(市町村)	44
	栃木県(市町村)	25
	群馬県(市町村)	35
	埼玉県(市町村)	62
	千葉県(市町村)	53
	東京都(区市町村)	62
	神奈川県(市町村)	30
	山梨県(市町村)	27
	長野県(市町村)	77

品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する全国統一指標、関東ブロック独自指標の一覧（工事）

全国統一指標

・・・・ 令和2年5月20日本省記者発表

①地域平準化率（施工時期の平準化）

国等・都道府県・政令市・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率

②週休2日対象工事の実施状況（適正な工期設定）

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合

※週休2日対象工事：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事

※R3年度より、定義の見直しを行うとともに、あわせて目標値の見直しを行った。

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

都道府県・政令市・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

関東ブロック独自指標

・・・・ 令和2年度関東ブロック発注者協議会（令和2年7月22日書面開催）

④最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況（予定価格の適正な設定）

国等・都県・政令市・市区町村の発注工事に対する最新の積算基準：1年※1以内に更新されている積算基準（※1営繕の場合は2年）

基準対象外（小規模施工など）の際の対応状況：見積もり等により積算する要領を整備し運用しているか

⑤設計変更ガイドラインの策定・活用状況（適切な設計変更）

国等・都県・政令市・市区町村の発注工事に対する関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。

品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する全国統一指標、関東ブロック独自指標の一覧（業務）

全国統一指標　・・・・ 令和2年5月20日本省記者発表

①地域平準化率（履行期限の分散）

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

関東ブロック独自指標　・・・・ 令和2年度関東ブロック発注者協議会（令和2年7月22日書面開催）

③ウィークリースタンスの実施（履行状況の確認）

国等・都県・政令市の発注工事に対する業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、ウィークリースタンスの適用等により業務環境改善方策の取り組みが実施されているか

項目と指標分類(工事)

指標	定義	指標分類	備考等
地域平準化率	地域平準化率：年度の工事平均稼働件数と４～６月期の工事平均稼働件数との比率 対象：契約金額５００万円以上の工事 稼働件数：当該月に工期が含まれるもの	地域平準化率 （４～６月期の工事平均稼働件数）/（年度の工事平均稼働件数）	「一般財団法人 日本建設情報総合センター」のコリンズに登録されたデータを活用
週休２日対象工事の実施状況	発注工事に対する週休２日対象工事の割合 週休２日公告対象件数：週休２日対象工事の公告対象となりうる工事（全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの）のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。以前の指標の分母の定義（全工事件数）から見直しを行ったもの。 週休２日対象工事件数：週休２日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。 対象期間：当該年度（4月1日～3月31日）とする。	(週休２日対象工事件数(公告))/(週休２日公告対象件数)	アンケート調査 Ｒ３年度より、定義の見直しを行うとともに、あわせて目標値の見直しを行った。
低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況	発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合 対象 平成30年度実績：予定価格（設計書金額を含む）が２５０万円を超える工事(随意契約を除く) 令和元年度以降実績：予定価格（設計書金額を含む）について、都県、政令市については２５０万円を超える工事、市区町村については１３０万円を超える工事（随意契約を除く）	(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数)／（年度の工事発注件数）	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査」データを活用
最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況 （見積もり等の活用）	・最新の積算基準：１年※1以内に更新されている積算基準 （※１は営繕の場合は２年） ・基準対象外（小規模施工など）の際の対応状況：見積もり等により積算するルールを整備し運用しているか	a：最新の積算基準を適用※2し、かつ、基準範囲外の場合の一定のルールを整備し活用 b：最新の積算基準を適用※2しているが、基準範囲外の場合の一定のルールは整備していない c：その他 （※２他団体の積算基準を適用している場合を含む）	アンケート調査
設計変更ガイドラインの策定・活用状況	関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。	a：設計変更ガイドラインを策定、活用し、これに基づき設計変更を実施 b：設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施 c：設計変更を実施していない	アンケート調査

項目と指標分類(業務)

指標	定義	指標分類	備考等
地域平準化率	発注業務の第4四半期履行期限設定割合 対象：１００万円以上の業務 稼働件数：当該年度に稼働（繰越、翌債等次年度にも渡る業務を含む）	（第4四半期[1～3月]に完了する業務件数）／（年度の業務稼働件数）	測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務：業務実績情報システム(テクリス)に登録されたデータを活用 営繕業務：公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に登録されたデータを活用
低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況	発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合 対象：契約金額１００万円以上の業務(随意契約を除く)	（低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数）／（年度の発注業務数）	発注関係事務の運用に関する指針に基づく調査等の業務に関する調査データ（本省実施）を活用
ウィークリースタンスの実施	業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、ウィークリースタンスの適用等により業務環境改善方策の取り組みが実施されているか	a：ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルール※1を整備し、かつ、取り組みを実施 b：ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルール※1を整備していないが、取り組みを実施 c：実施していない （※１他団体の指針等を適用している場合を含む）	アンケート調査

2. 調査結果

全国統一指標・関東ブロック独自指標　令和3年度調査結果概要（工事）

工事	全国統一指標												関東ブロック独自指標							
	地域平準化率				週休2日対象工事の実施状況 ※1				低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況				最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況				設計変更ガイドラインの策定・活用状況			
	基準値(R1)	実績値(R2)	実績値(R3)	目標値(R6)	基準値(R1)	実績値(R2)	実績値(R3)	目標値(R6)	基準値(H30)	実績値(R1)	実績値(R2)	目標値(R6)	基準値(R1)	実績値(R2)	実績値(R3)	目標値(R6)	基準値(R1)	実績値(R2)	実績値(R3)	目標値(R6)
関東ブロック	**0.68**	**0.71**	**0.72**	**0.80**	**0.26**	**0.44**	**0.78**	**1.00**	**0.85**	**0.88**	**0.90**	**1.00**	**319/471**	**365/471**	**384/471**	**全機関a**	**232/471**	**274/471**	**299/471**	**全機関a**
茨城県域	0.65	0.63	0.59	0.70	0.52	0.59	0.90	1.00	0.77	0.76	0.81	1.00	23/45	31/45	36/45	全機関a	20/45	25/45	32/45	全機関a
栃木県域	0.60	0.73	0.70	0.70	0.66	0.76	1.00	1.00	0.91	0.92	0.96	1.00	20/26	21/26	21/26	全機関a	19/26	21/26	21/26	全機関a
群馬県域	0.63	0.73	0.73	0.70	0.02	0.26	0.84	1.00	0.85	0.93	0.94	1.00	21/36	24/36	29/36	a	15/36	17/36	20/36	a（個別策定もしくは県策定の準用）
埼玉県域	0.59	0.62	0.63	0.70	0.14	0.23	0.48	1.00	0.90	0.90	0.91	1.00	51/64	52/64	52/64	a	25/64	34/64	35/64	a
千葉県域	0.59	0.62	0.62	0.70	0.21	0.32	0.86	1.00	0.89	0.88	0.90	1.00	55/55	55/55	55/55	a（改定内容に基づき速やかに対応）	31/55	33/55	36/55	a（受注者へ浸透を図る）
東京都域	0.72	0.74	0.75	0.80	0.61	0.77	1.00	1.00	0.86	0.87	0.87	1.00	37/63	45/63	46/63	a	30/63	35/63	38/63	a
神奈川県域	0.64	0.63	0.67	0.70	0.13	0.21	0.80	1.00	0.93	0.97	0.97	1.00	16/34	18/34	20/34	a	19/34	20/34	23/34	a
山梨県域	0.68	0.73	0.67	0.70	0.37	0.58	0.86	1.00	0.84	0.88	0.86	1.00	16/28	20/28	22/28	全機関a	21/28	24/28	25/28	全機関a
長野県域	0.74	0.79	0.82	0.75	0.01	1.00 ただし一部災害復旧等の緊急を要する工事と現場施工期間が1週間未満の工事を除く	1.00	1.00	0.71	0.79	0.87	1.00	47/78	62/78	65/78	全機関a	27/78	35/78	37/78	全機関a

※1　R3年度より、定義の見直しを行うとともに、あわせて目標値の見直しを行った。

注）関東ブロックは、都県域に加え国等も対象。

（ただし、「低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況」の指標は当該都県政令市・市区町村が対象）

工事の指標に係る都県域とは当該都県政令市・市区町村が対象。

ただし、「週休2日対象工事の実施状況」の指標は当該都県政令市が対象。

aの機関数／対象機関数

【最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況】

a：最新の積算基準を適用※2し、かつ、基準範囲外の場合の一定のルールを整備し活用

b：最新の積算基準を適用※2しているが、基準範囲外 の場合の一定のルールは整備していない

c：その他

（※2他団体の積算基準を適用している場合を含む）

aの機関数／対象機関数

【設計変更ガイドラインの策定・活用状況】

a:設計変更ガイドラインを策定・活用し これに基づき設計変更を実施

b:設計変更ガイドラインは未策定だが 必要に応じて設計変更を実施

c:設計変更を実施していない

全国統一指標・関東ブロック独自指標　令和3年度調査結果概要（業務）

業務	全国統一指標								関東ブロック独自指標			
	地域平準化率				低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況				ウィークリースタンスの実施			
	基準値（R1）	実績値（R2）	実績値（R3）	目標値（R6）	基準値（H30）	実績値（R1）	実績値（R2）	目標値（R6）	基準値（R1）	実績値（R2）	実績値（R3）	目標値（R6）
関東ブロック	**0.51**	**0.48**	**0.49**	**0.50以下**	**0.75**	**0.77**	**0.86**	**1.00**	**23/56**	**23/56**	**25/56**	**全機関a**
茨城県域	0.44	0.43	0.43	0.40	0.95	1.00	0.99	1.00	1/1	1/1	1/1	a
栃木県域	0.39	0.37	0.37	0.40	0.93	0.89	0.97	1.00	1/1	1/1	1/1	a（取組を推進する）
群馬県域	0.40	0.41	0.44	0.40	未集計	0.92	0.99	1.00	1/1	1/1	1/1	a（ただし災害を除く）
埼玉県域	0.51	0.45	0.48	0.50	0.98	1.00	0.92	1.00	1/2	1/2	2/2	a
千葉県域	0.51	0.48	0.49	0.50	0.95	1.00	1.00	1.00	2/2	2/2	2/2	a（受注者へ浸透を図る）
東京都域	0.59	0.56	0.53	0.50	0.00	0.00	0.00	1.00	1/1	1/1	1/1	a
神奈川県域	0.62	0.61	0.60	0.50	0.97	0.90	0.91	1.00	3/4	3/4	3/4	a
山梨県域	0.51	0.49	0.48	0.50	0.02	0.01	0.95	1.00	1/1	1/1	1/1	a
長野県域	0.35	0.32	0.38	現状維持	1.00	1.00	1.00	1.00	1/1	1/1	1/1	a

aの機関数／対象機関数

注）関東ブロックは、都県域に加え国等も対象。
（ただし、「低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況」の指標は当該都県政令市が対象）

業務の指標に係る都県域とは当該都県政令市が対象。

【ウィークリースタンスの実施】
a：ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルールを整備し、かつ、取り組みを実施
b：ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルールを整備していないが、取り組みを実施
c：実施していない

【工事】全国統一指標①：地域平準化率

・国においては、０．８程度、特殊法人等においては、０．９程度。
　都県においては、０．８程度、政令市においては、０．７程度であった。
・国・特殊法人等、都県において、R1年度からR3年度にかけて増加傾向であった。

【国・特殊法人等・都県・政令市】

地域平準化率（件数）＝ （4～6月期の工事平均稼働件数） ／ （年度の工事平均稼働件数）

「一般財団法人 日本建設情報総合センター」のコリンズに登録されたデータをもとに算出
対　　象：契約金額500万円以上の工事
稼働件数：当該月に工期が含まれるもの

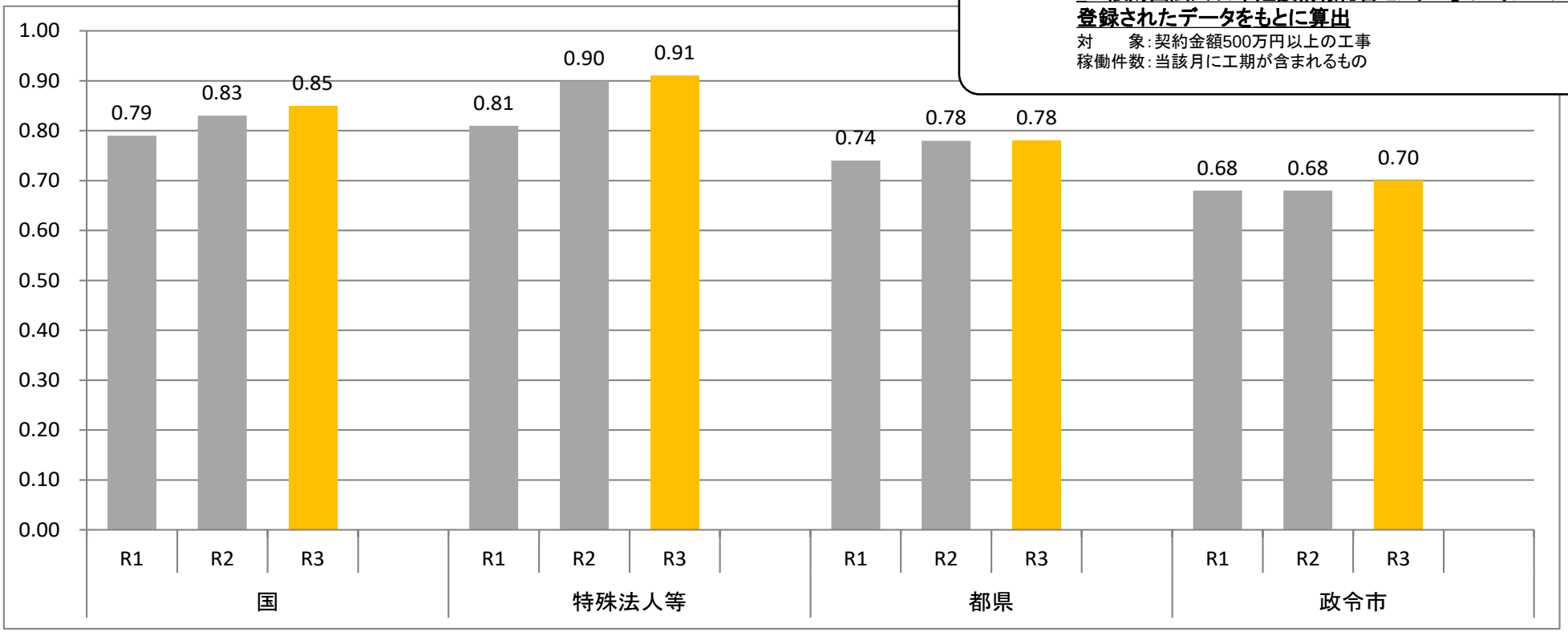

注1）本調査項目は、コリンズに登録されたデータベースをもとに算出している。
注2）対象工事：契約金額500万円以上の工事。
　　年度途中で追加される補正予算等の工事を含む。
注3）地域性（積雪地域等）や工事特性（出水期等）により施工時期が制限される場合、または余裕期間を設定している場合があるが、算出にあたっては考慮していない。
注4）算出方法については7頁参照。

【工事】全国統一指標①：地域平準化率

・区市町村においては、稼働件数で概ね0．5～0．7程度。
・約6割の都県において、R2年度からR3年度にかけて増加傾向であった。

【区市町村】

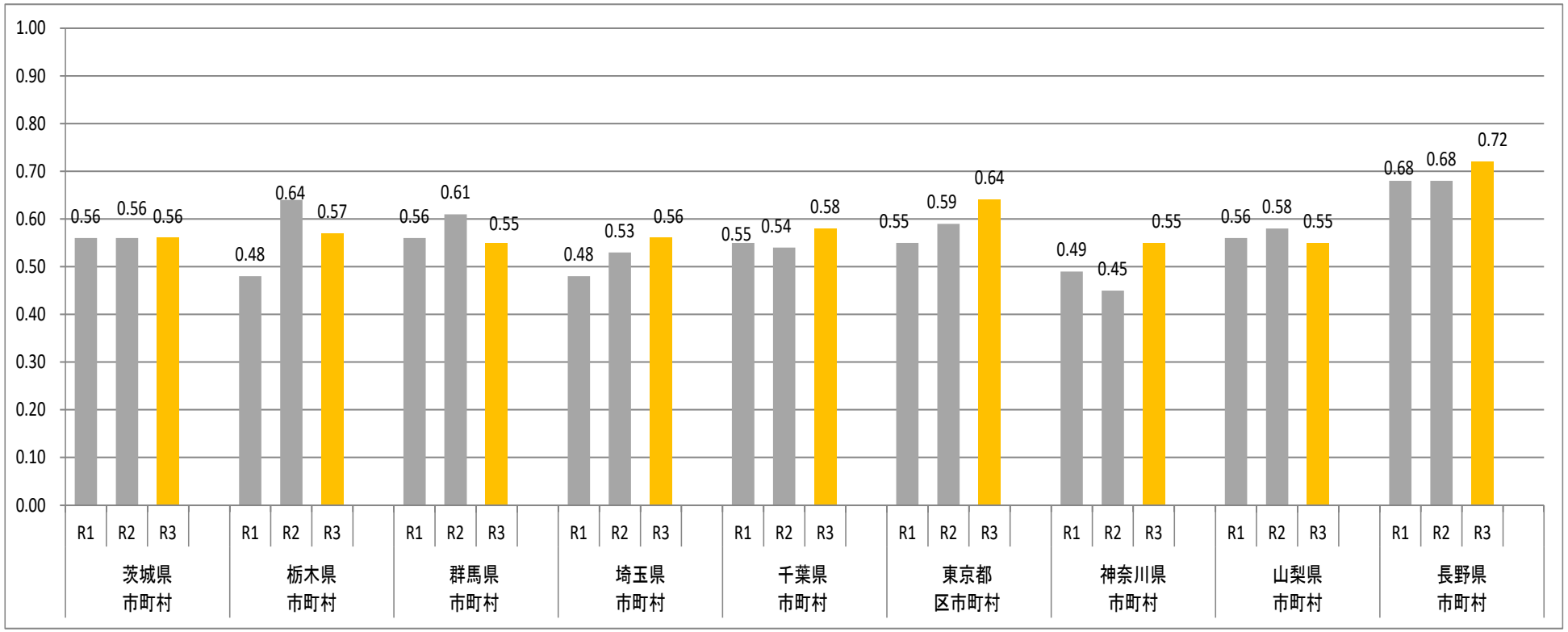

注1）本調査項目は、コリンズに登録されたデータベースをもとに算出している。
注2）政令市を除いている。
注3）対象工事：契約金額500万円以上の工事。
　　年度途中で追加される補正予算等の工事を含む。
注4）地域性（積雪地域等）や工事特性（出水期等）により施工時期が制限される場合、または余裕期間を設定している場合があるが、算出にあたっては考慮していない。
注5）算出方法については7頁参照。

【工事】全国統一指標②：週休2日対象工事の実施状況（適正な工期設定）

・国においては、0．9程度。特殊法人等においては、0．2程度。都県においては、0．9程度、政令市においては、0．7程度であった。
・国・特殊法人等、都県・政令市において、R1年度からR3年度にかけて増加傾向であった。

【国・特殊法人等・都県・政令市】

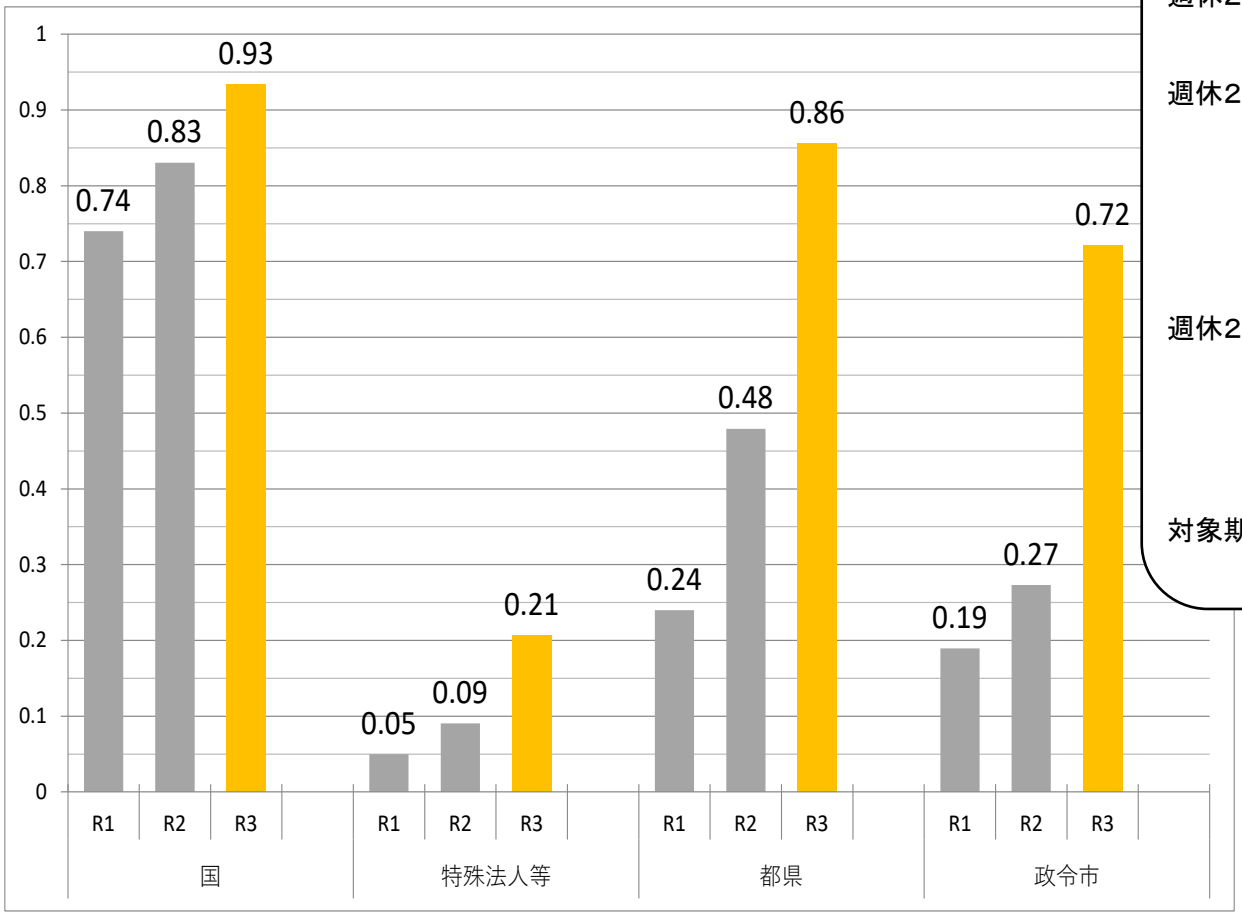

週休2日対象工事の実施状況 ＝ 週休2日対象工事件数（公告） ／ 週休2日公告対象件数

週休2日公告対象件数：週休2日対象工事の公告対象となりうる工事（全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの）のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。
R3年度より、分母の定義の見直しを行った。
（R2年度までは全工事件数が分母）

週休2日対象工事件数：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対象期間：当該年度（4月1日～3月31日）とする。

注1）本調査項目は、関東ブロック発注者協議会構成団体へのアンケート調査結果による。
注2）対象工事：各年度中（4.1～3.31）に公告等の発注手続きを行った全ての工事。
注3）R3年度より、定義の見直しを行うとともに、あわせて目標値の見直しを行った。

【工事】全国統一指標③：低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

・都県、政令市それぞれにおいて、１．０程度であった。
・政令市において、H30年度からR2年度にかけて増加傾向であった。

【都県・政令市】

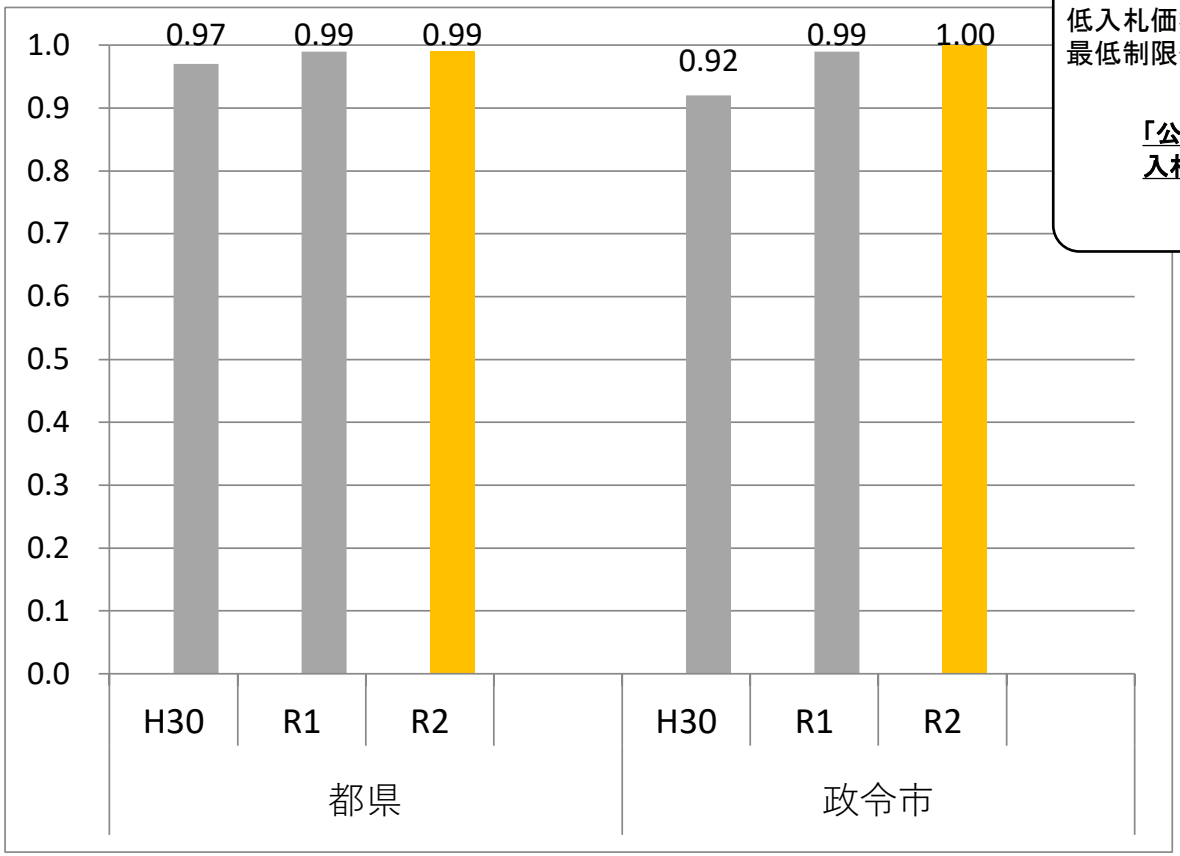

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 ＝ （低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数） ／ （年度の工事発注件数）

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査」データをもとに算出

注1）本調査項目は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査」データをもとに算出している。
注2）対象工事、予定価格（設計書金額を含む）が250万円を超える工事（随意契約を除く）
注3）算出方法については7頁参照。

【工事】全国統一指標③：低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

・区市町村においては、都県単位でばらつきがみられ、０．６～０．９程度。
・約８割の都県において、H30年度からR2年度にかけて増加傾向であった。

【区市町村】

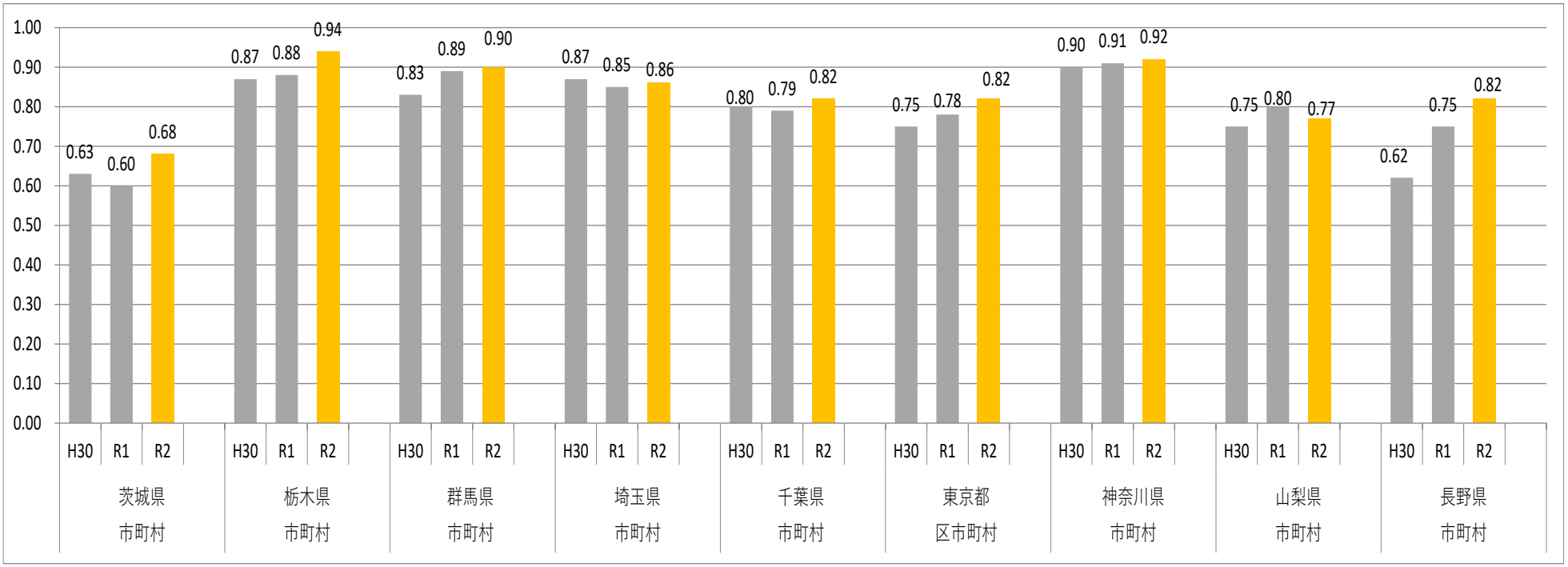

注１）本調査項目は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査」データをもとに算出している。
注２）政令市を除いている。
注３）対象工事：H30　予定価格（設計書金額を含む）が２５０万円を超える工事（随意契約を除く）
　　R1以降　予定価格（設計書金額を含む）が１３０万円を超える工事（随意契約を除く）
注４）算出方法については7頁参照。

【工事】関東ブロック独自指標④：最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況

・最新の積算基準の適用状況について、全ての発注機関が最新の積算基準を適用。
・基準対象外の際の対応については、全ての都県・政令市では要領が整備されており、要領の整備なしの機関については、その都度、見積りを活用し積算を行っていた。

【国・特殊法人等・都県・政令市】

＜単位：機関数＞

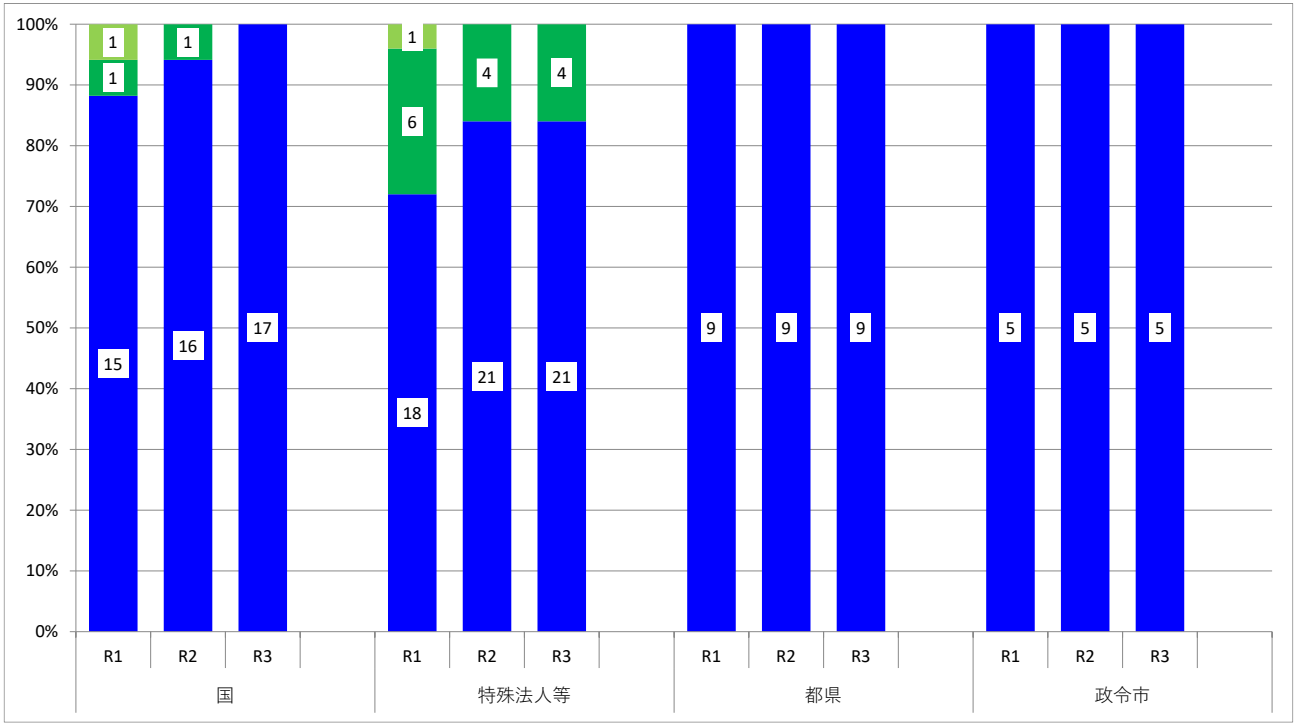

区分	国			特殊法人等			都県			政令市		
	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3
回答数	17			25			9			5		
a	15	16	17	18	21	21	9	9	9	5	5	5
b	1	1	0	6	4	4	0	0	0	0	0	0
c	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
計	17	17	17	25	25	25	9	9	9	5	5	5

注1）本調査項目は、関東ブロック発注者協議会構成団体へのアンケート調査結果による。

【工事】関東ブロック独自指標④：最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況

・最新の積算基準の適用状況について、全ての発注機関が最新の積算基準を適用。
・基準対象外の場合の要領の整備状況について、8都県において、R1からR3にかけて要領を整備した区市町村が増加。特に栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、長野県では要領が整備されている区市町村の割合が8割以上となっている。

【区市町村】

＜単位：機関数＞

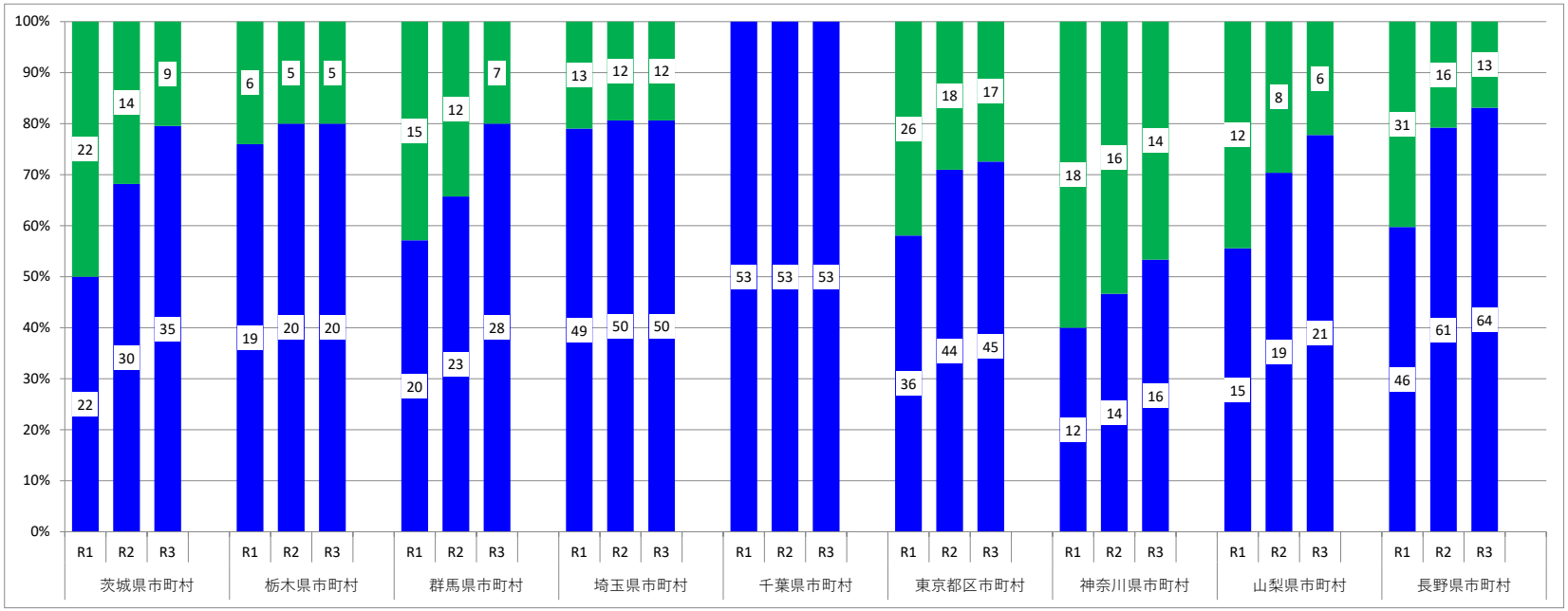

＜凡例＞

- a:最新の積算基準を適用、基準範囲外の場合は要領 を整備 し活用
- b:最新の積算基準を適用、基準範囲外の場合の要領 の整備なし
- c:その他

区分	茨城県市町村			栃木県市町村			群馬県市町村			埼玉県市町村			千葉県市町村			東京都区市町村			神奈川県市町村			山梨県市町村			長野県市町村		
	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3
回答数	44			25			35			62			53			62			30			27			77		
a	22	30	35	19	20	20	20	23	28	49	50	50	53	53	53	36	44	45	12	14	16	15	19	21	46	61	64
b	22	14	9	6	5	5	15	12	7	13	12	12	0	0	0	26	18	17	18	16	14	12	8	6	31	16	13
c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	44	44	44	25	25	25	35	35	35	62	62	62	53	53	53	62	62	62	30	30	30	27	27	27	77	77	77

注1）本調査項目は、関東ブロック発注者協議会構成団体へのアンケート調査結果による。
注2）「各都県（区市町村）」には、政令市を除いている。

【工事】関東ブロック独自指標⑤：設計変更ガイドラインの策定・活用状況

・設計変更ガイドラインの策定状況は、国においては9割程度、特殊法人等においてはR2からR3にかけて増加しているものの、6割程度となっていた。
・全ての都県・政令市で設計変更ガイドラインが策定されていた。

【国・特殊法人等・都県・政令市】

＜単位：機関数＞

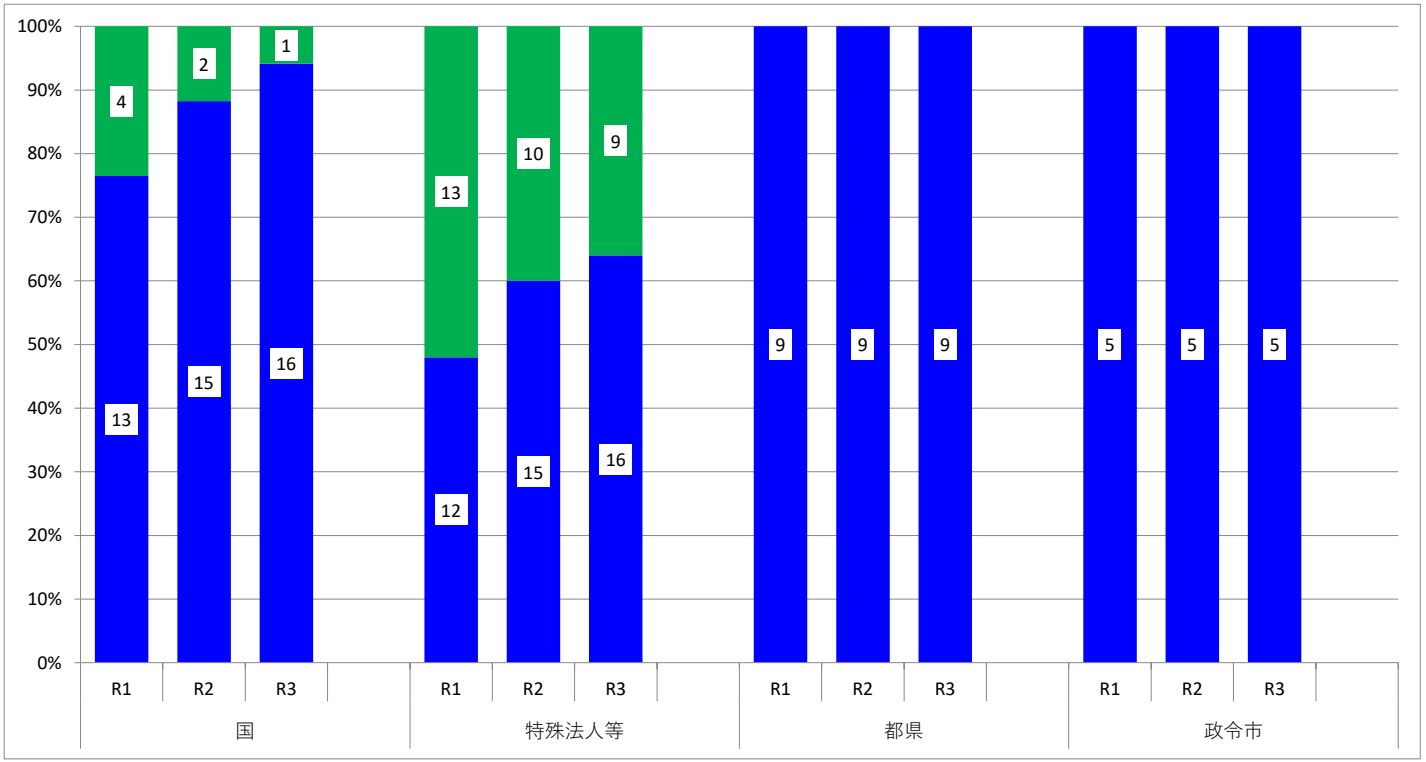

＜凡例＞

- a:設計変更ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施
- b:設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施
- c:設計変更を実施していない

区分	国			特殊法人等			都県			政令市		
	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3
回答数	17			25			9			5		
a	13	15	16	12	15	16	9	9	9	5	5	5
b	4	2	1	13	10	9	0	0	0	0	0	0
c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1）本調査項目は、関東ブロック発注者協議会構成団体へのアンケート調査結果による。

【工事】関東ブロック独自指標⑤：設計変更ガイドラインの策定・活用状況

・設計変更ガイドラインの区市町村策定状況は、都県単位でばらつきはあるが約6割の区市町村で設計変更ガイドラインを策定・活用し、設計変更を実施していた。
・R3は、設計変更ガイドラインを策定・活用し、設計変更を実施している区市町村が増加した。
　特に栃木県、山梨県では設計変更ガイドラインを策定・活用し、設計変更を実施している市町村の割合が8割以上となっている。

【区市町村】

＜単位：機関数＞

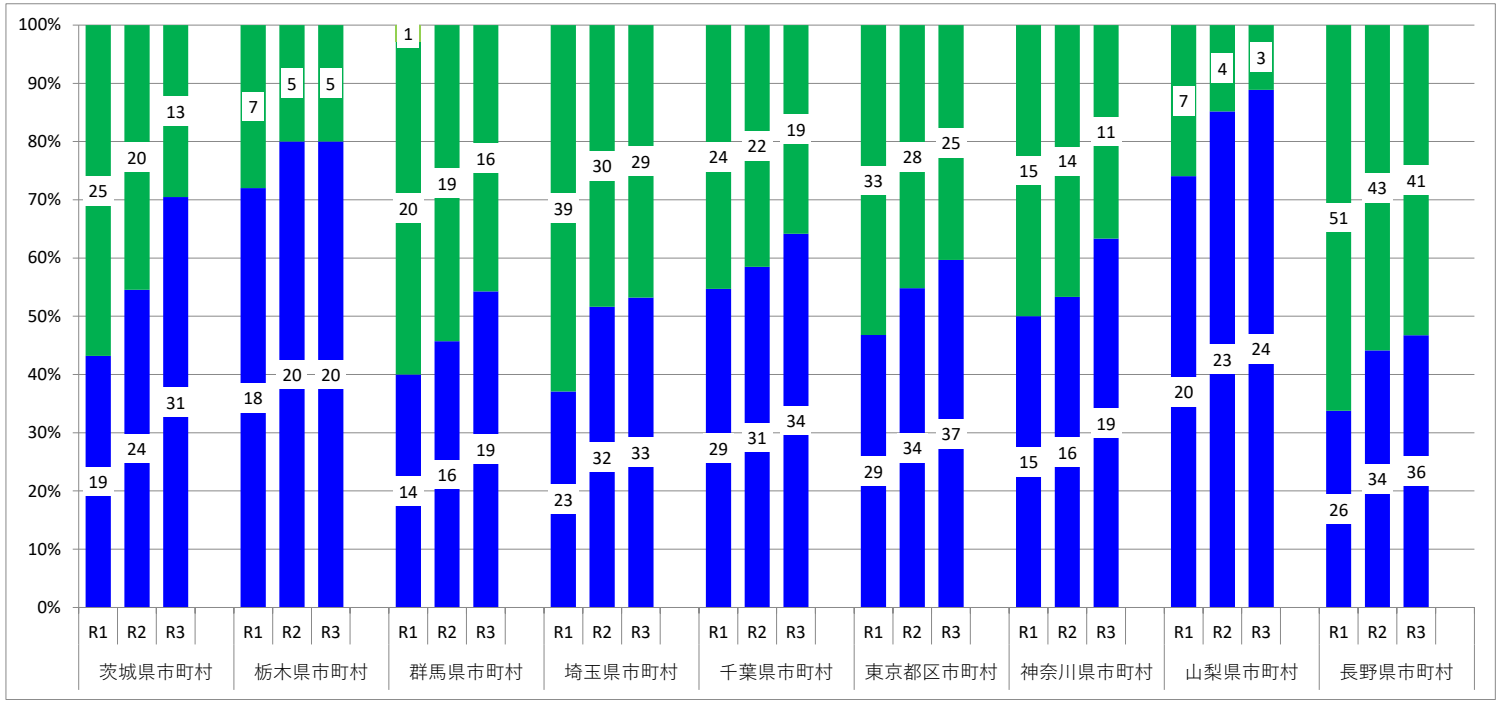

＜凡例＞

- a:設計変更ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施
- b:設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施
- c:設計変更を実施していない

区分	茨城県市町村			栃木県市町村			群馬県市町村			埼玉県市町村			千葉県市町村			東京都区市町村			神奈川県市町村			山梨県市町村			長野県市町村		
	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3
回答数	44			25			35			62			53			62			30			27			77		
a	19	24	31	18	20	20	14	16	19	23	32	33	29	31	34	29	34	37	15	16	19	20	23	24	26	34	36
b	25	20	13	7	5	5	20	19	16	39	30	29	24	22	19	33	28	25	15	14	11	7	4	3	51	43	41
c	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1）本調査項目は、関東ブロック発注者協議会構成団体へのアンケート調査結果による。
注2）「各都県（区市町村）」には、政令市を除いている。

【業務】全国統一指標①：地域平準化率

・国においては、0．6程度、特殊法人等においては、0．4程度。
　都県においては、0．5程度、政令市においては、0．6程度であった。
・国、都県、政令市において、R2年度からR3年度にかけては同程度であった。

【国・特殊法人等・都県・政令市】

地域平準化率（件数）＝ （第4四半期[1～3月]に完了する業務件数） ／ （年度の業務稼働件数）

測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は、「一般財団法人 日本建設情報総合センター」のテクリスに登録されたデータをもとに算出

営繕業務は、「一般社団法人公共建築協会」の公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に登録されたデータをもとに算出

対　　象：契約金額100万円以上の業務
稼働件数：当該年度に稼働（繰越、翌債等次年度にも渡る業務を含む）

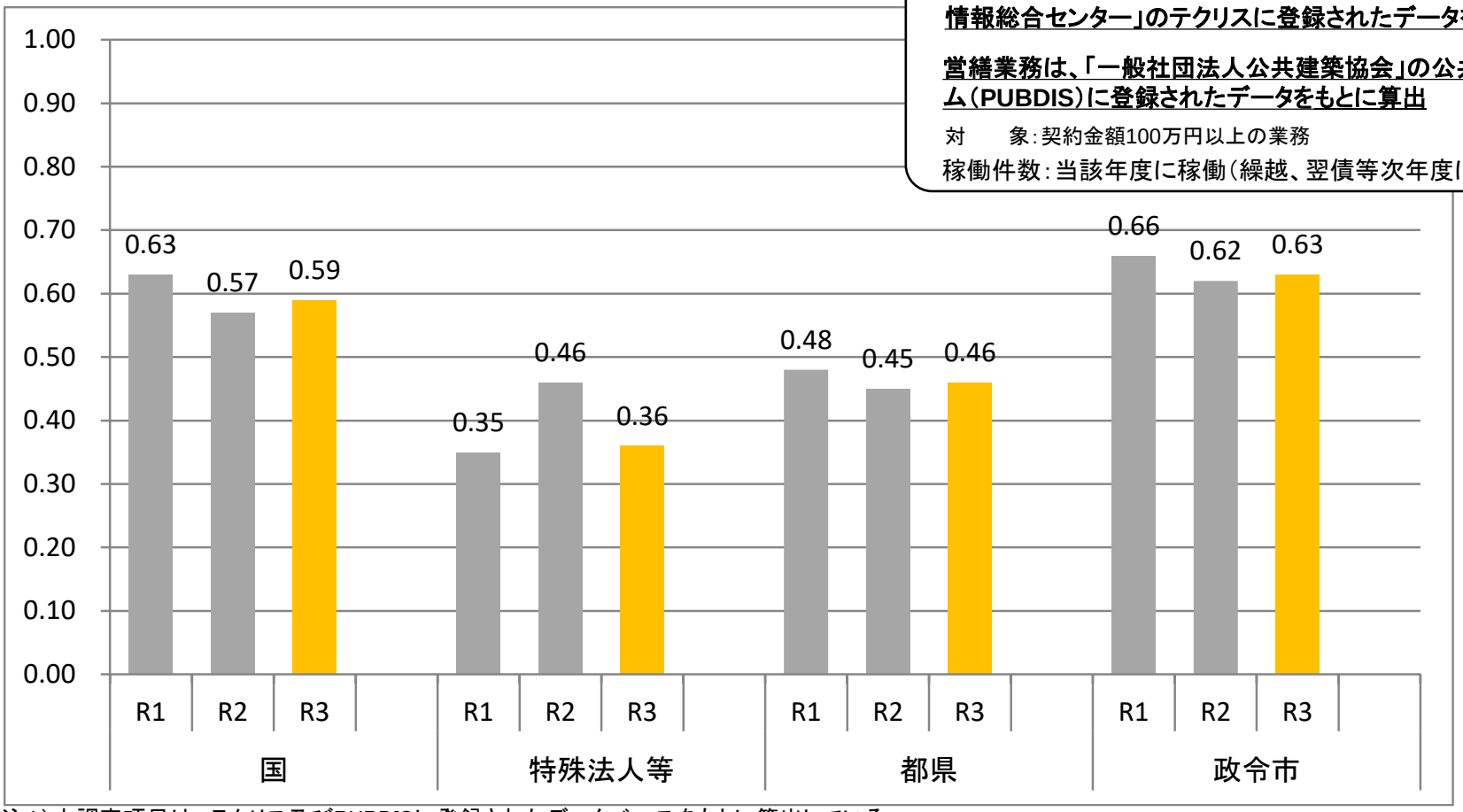

注1）本調査項目は、テクリス及びPUBDISに登録されたデータベースをもとに算出している。
注2）対象工事：契約金額100万円以上の工事。
注3）算出方法については8頁参照。

【業務】全国統一指標②：低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

・都県においては、０．９程度、政令市においては、０．８程度であった。
・都県において、H30年度からR2年度にかけて増加傾向であった。
・政令市において、H30年度からR2年度にかけて減少傾向であった。

【都県・政令市】

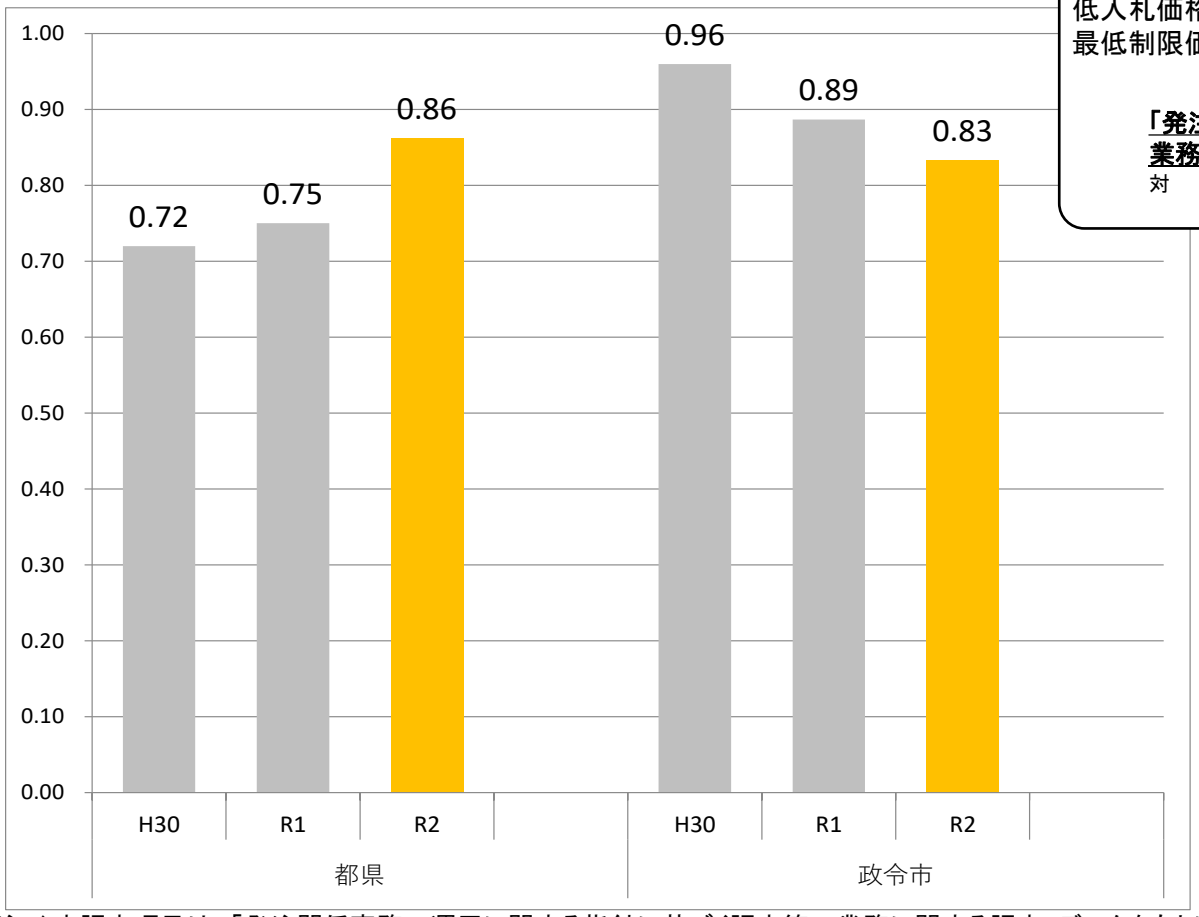

$$\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況} = \frac{\text{（低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数）}}{\text{（年度の発注業務数）}}$$

「発注関係事務の運用に関する指針に基づく調査等の業務に関する調査」データをもとに算出

対　　象：契約金額100万円以上の業務（随意契約を除く）

注1）本調査項目は、「発注関係事務の運用に関する指針に基づく調査等の業務に関する調査」データをもとに算出している。
注2）対象工事：契約金額100万円以上の工事。（随意契約を除く）
注3）算出方法については8頁参照。

【業務】関東ブロック独自指標③：ウィークリースタンスの実施（履行状況の確認）

・ウィークリースタンスの実施状況は、国においては6割程度、特殊法人等においては5割程度、政令市では8割程度となっていた。
・全ての都県でウィークリースタンスが実施されていた。

【国・特殊法人等・都県・政令市】

＜単位：機関数＞

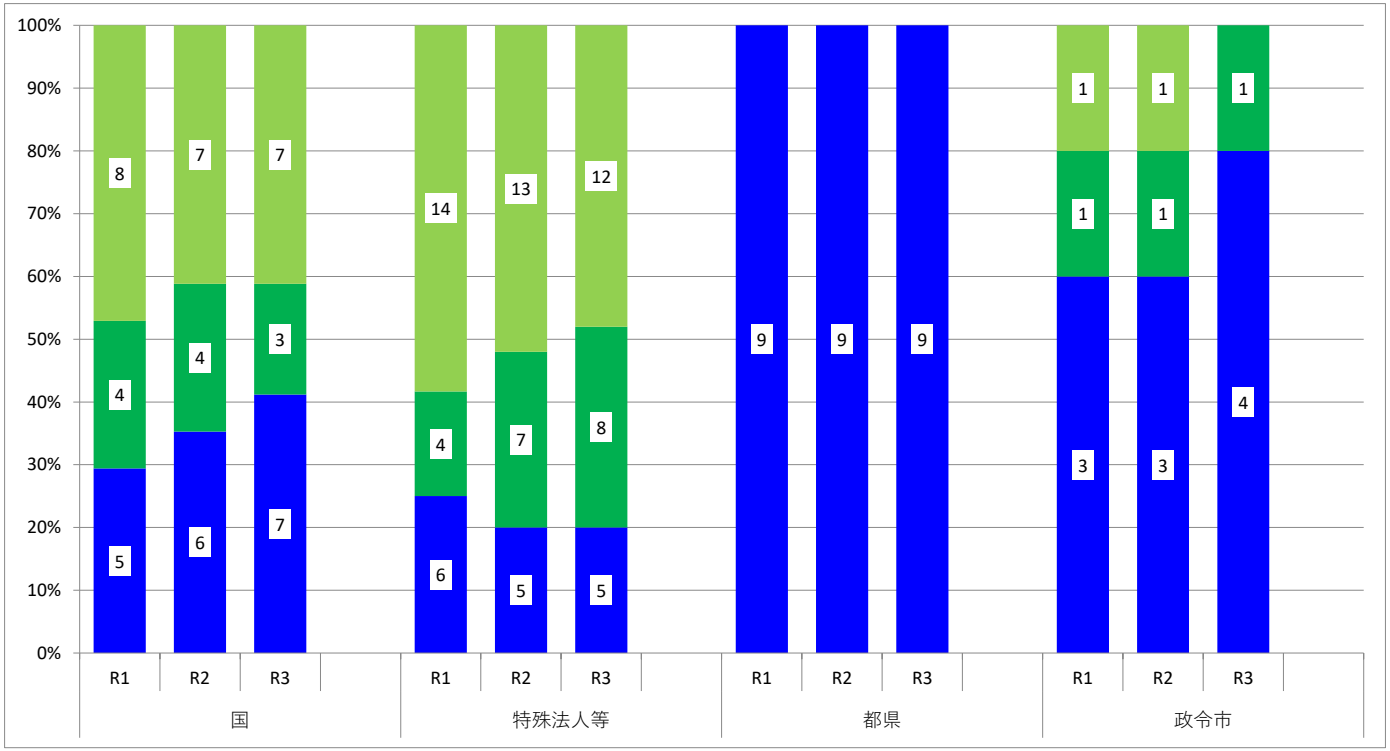

＜凡例＞

- a：ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルールを整備し、かつ、取り組みを実施
- b: ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルールを整備していないが、取り組みを実施
- c: その他

区分	国			特殊法人等			都県			政令市		
	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3
回答数	17			25			9			5		
a	5	6	7	6	5	5	9	9	9	3	3	4
b	4	4	3	4	7	8	0	0	0	1	1	1
c	8	7	7	14	13	12	0	0	0	1	1	0

注1）本調査項目は、関東ブロック発注者協議会構成団体へのアンケート調査結果による。

【参考】全国統一指標の令和3年度調査結果について【都県域】

地域平準化率【工事】
（発注工事の稼働件数から算出した平準化率）

地域平準化率（件数）＝ （4～6月期の工事平均稼働件数） ／ （年度の工事平均稼働件数）

「一般財団法人 日本建設情報総合センター」のコリンズに登録されたデータをもとに算出

対　　象：契約金額500万円以上の工事
稼働件数：当該月に工期が含まれるもの

※都県域単位：各都県管内の**都県**、**政令市**、**市区町村**発注の全ての工事を足し合わせて算出
※ブロック単位は国等の発注機関を含めて算出

凡例
- 平準化率0.6未満
- 平準化率0.6～0.7
- 平準化率0.7～0.8
- 平準化率0.8以上

基準値（令和元年度）

関東ブロック：0.68

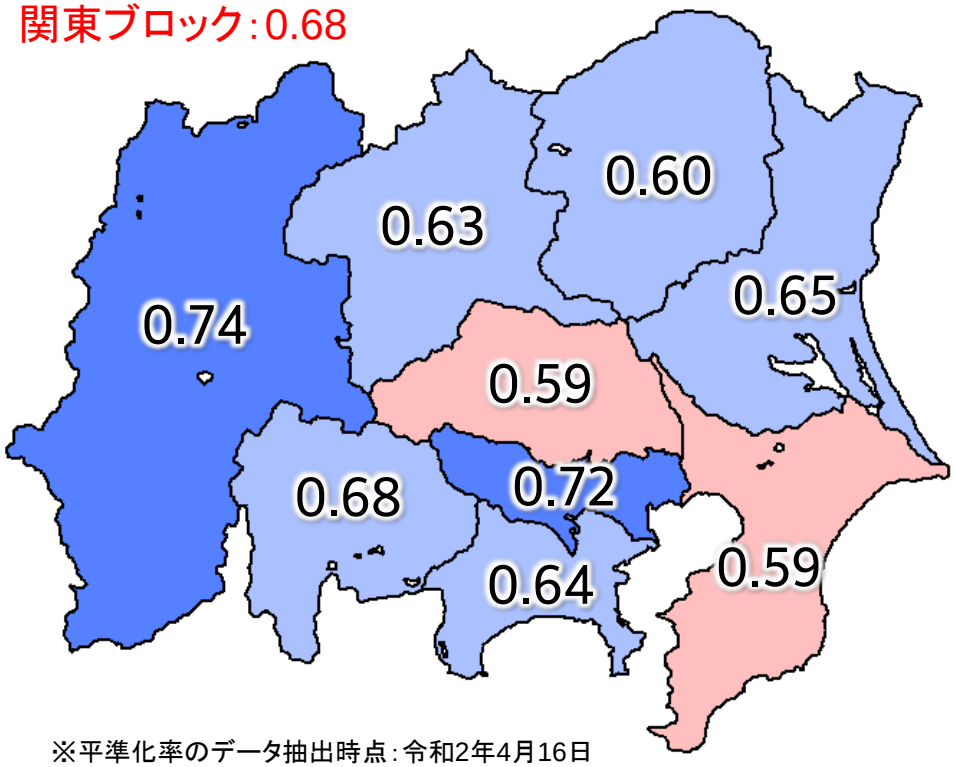

※平準化率のデータ抽出時点：令和2年4月16日

実績値（令和3年度）

※( )内の数値は目標値(R6)

関東ブロック：0.72(0.80)

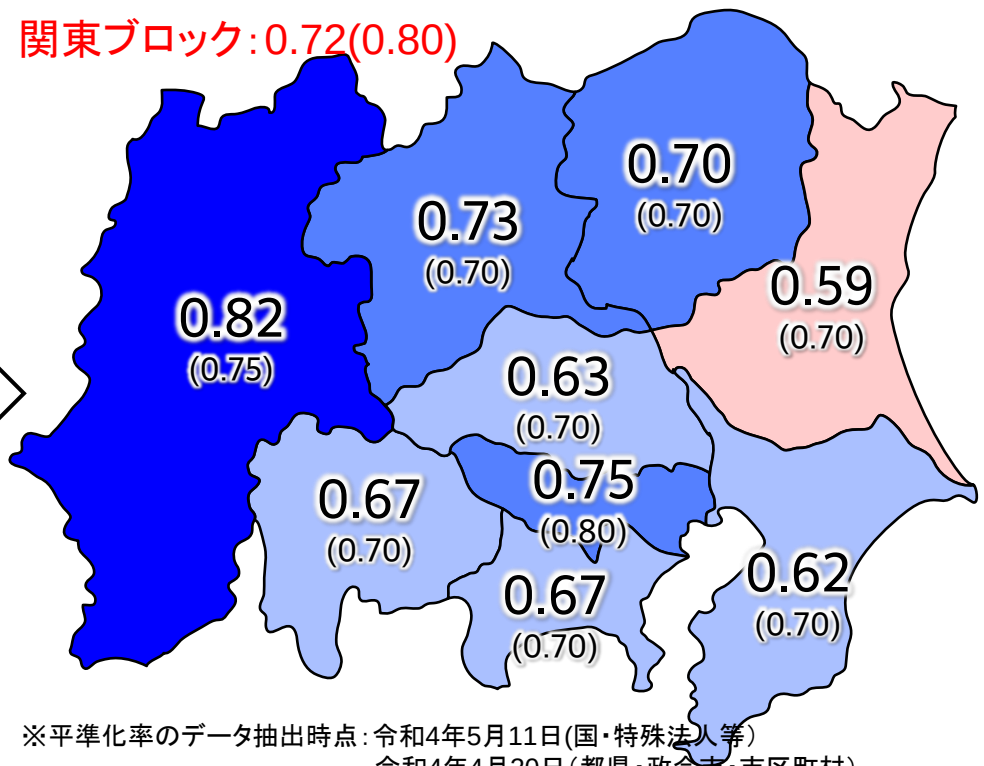

※平準化率のデータ抽出時点：令和4年5月11日(国・特殊法人等)
令和4年4月20日（都県・政令市・市区町村）

【参考】全国統一指標の令和3年度調査結果について【都県域】

週休2日対象工事の実施状況

週休2日対象工事の実施状況 ＝ 週休2日対象工事件数（公告） ／ 週休2日公告対象件数

週休2日公告対象件数：週休2日対象工事の公告対象となりうる工事（全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの）のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。
R3年度より、分母の定義の見直しを行った。
（R2年度までは全工事件数が分母）

週休2日対象工事件数：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対象期間：当該年度（4月1日～3月31日）とする。

※都県域単位：各都県管内の**都県**、**政令市**発注の対象工事を足し合わせて算出
※ブロック単位は国等の発注機関を含めて算出

凡例
- 週休2日対象工事率0.5未満
- 週休2日対象工事率0.5～0.8
- 週休2日対象工事率0.8～1.0
- 週休2日対象工事率1.0

基準値（令和元年度）

関東ブロック：0.26

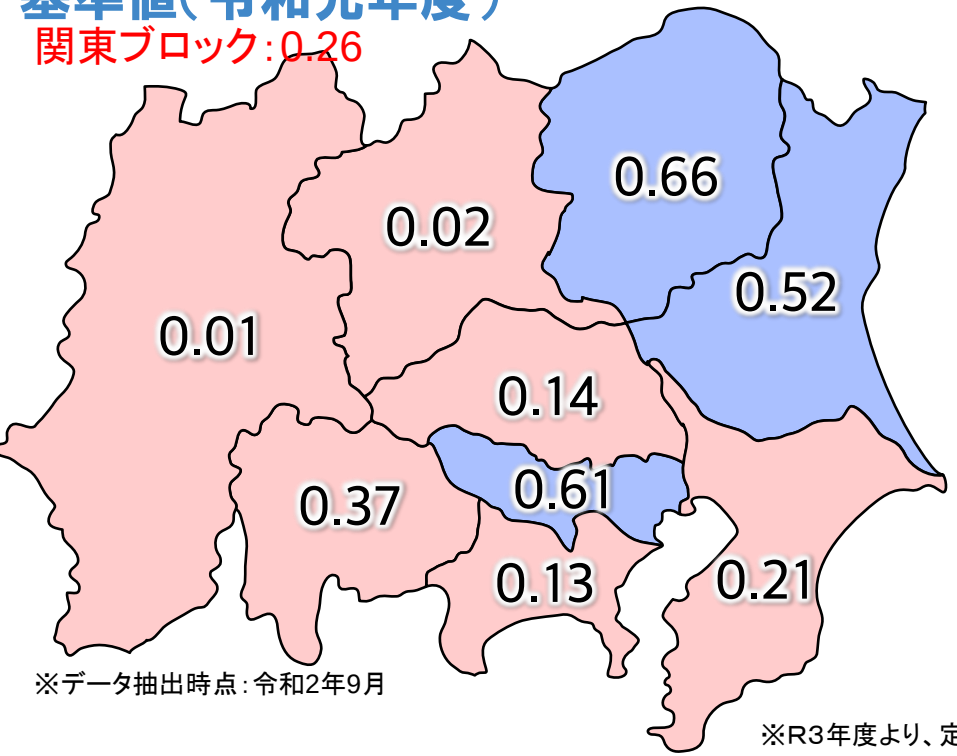

※データ抽出時点：令和2年9月

実績値（令和3年度）

※( )内の数値は目標値(R6)

関東ブロック：0.78(1.00)

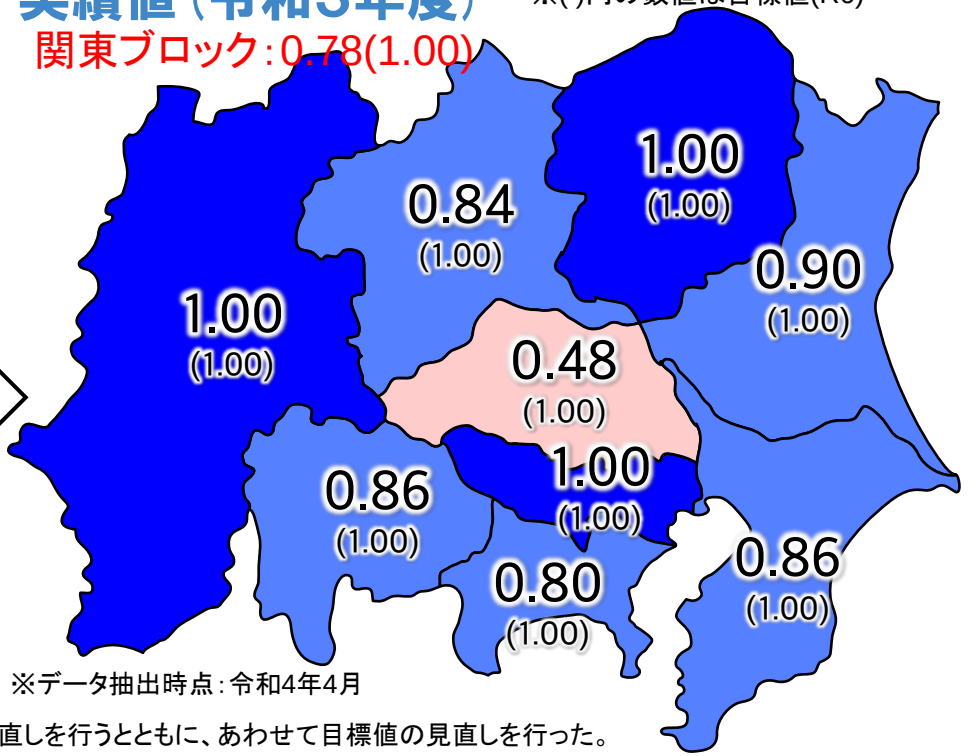

※データ抽出時点：令和4年4月

※R3年度より、定義の見直しを行うとともに、あわせて目標値の見直しを行った。

【参考】全国統一指標の令和3年度調査結果について【都県域】

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況【工事】（ダンピング対策）

凡例
- 設定率0.8未満
- 設定率0.8～0.9
- 設定率0.9～1.0
- 設定率1.0

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 ＝ （低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数） ／ （年度の工事発注件数）

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査」データをもとに算出

対　　象：平成30年度実績：予定価格（設計書金額を含む）が250万円を超える工事（随意契約を除く）
令和元年度実績：予定価格（設計書金額を含む）について、都県、政令市については250万円を超える工事、市区町村については130万円を超える工事（随意契約を除く）

※都県域単位：各都県管内の**都県**、**政令市**、**市区町村**発注の全ての工事を足し合わせて算出
※ブロック単位は都県政令市、市区町村の発注機関で算出

基準値（平成30年度）

関東ブロック：0.85

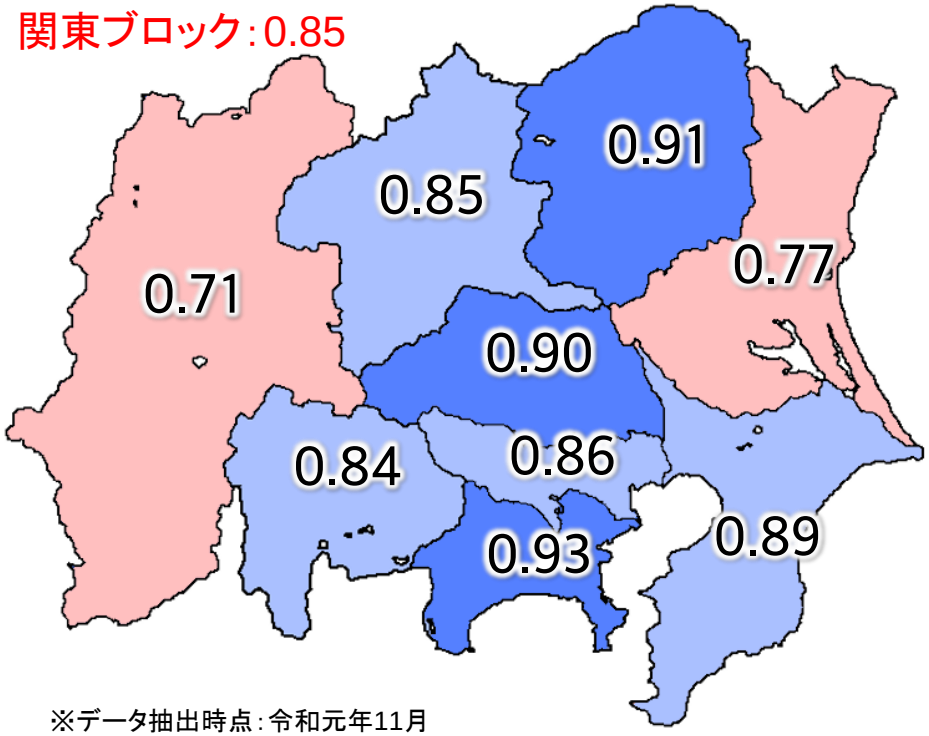

※データ抽出時点：令和元年11月

実績値（令和2年度）

※( )内の数値は目標値(R6)

関東ブロック：0.90(1.00)

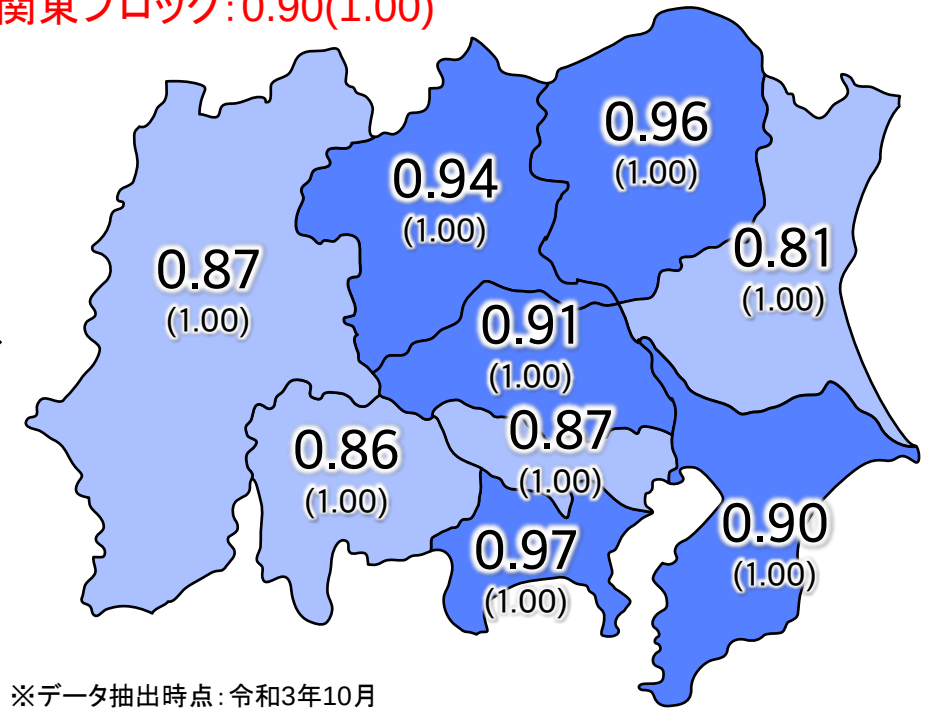

※データ抽出時点：令和3年10月

【参考】全国統一指標の令和3年度調査結果について【都県域】

地域平準化率【業務】
（第4四半期履行期限設定割合）

地域平準化率（件数）＝ （第4四半期[1～3月]に完了する業務件数） ／ （年度の業務稼働件数）

測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は、「一般財団法人 日本建設情報総合センター」のテクリスに登録されたデータをもとに算出

対　　象：契約金額100万円以上の業務

営繕業務は、「一般社団法人公共建築協会」の公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に登録されたデータをもとに算出

稼働件数：当該年度に稼働（繰越、翌債等次年度にも渡る業務を含む）
※都県域単位：各都県管内の**都県**、**政令市**発注の対象業務を足し合わせて算出
※ブロック単位は国等の発注機関を含めて算出

凡例
- 地域平準化率0.6以上
- 地域平準化率0.5～0.6
- 地域平準化率0.4～0.5
- 地域平準化率0.4未満

基準値（令和元年度）
関東ブロック：0.51

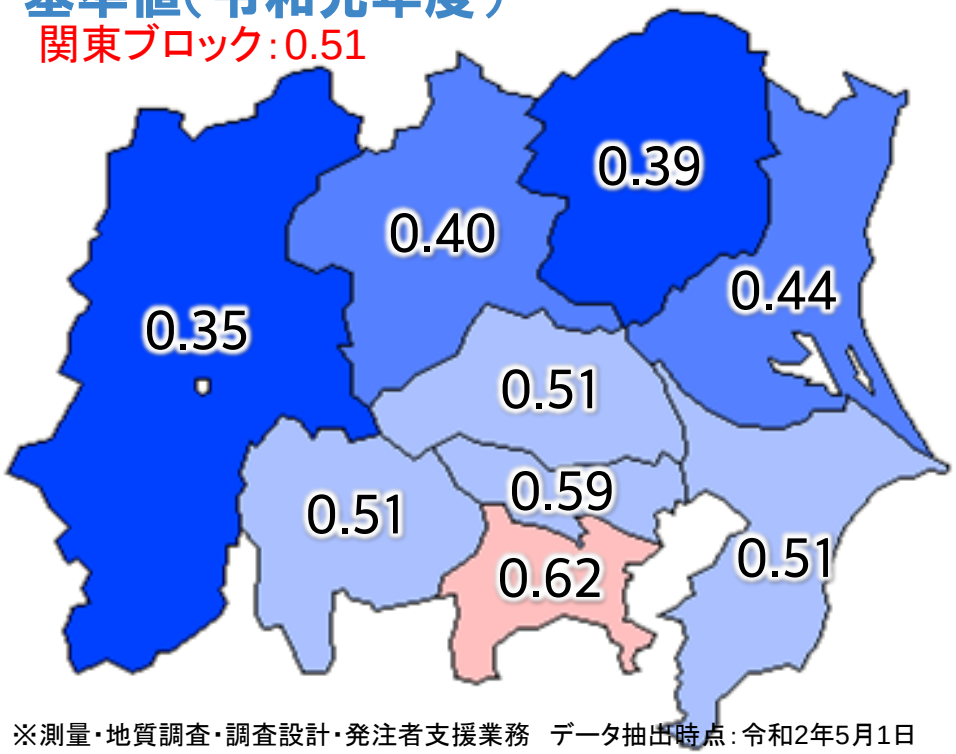

※測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務　データ抽出時点：令和2年5月1日
※営繕業務　データ抽出時点：令和2年6月23日

実績値（令和3年度）
※( )内の数値は目標値(R6)

関東ブロック：0.49(0.50以下)

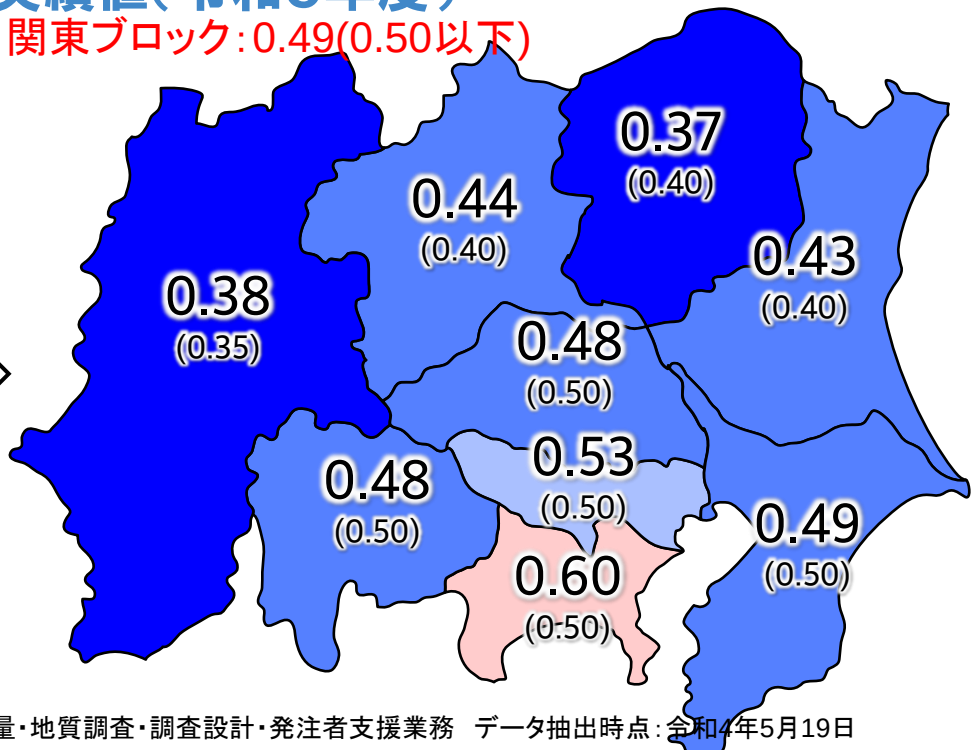

※測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務　データ抽出時点：令和4年5月19日
※営繕業務　データ抽出時点：令和4年5月24日

【参考】全国統一指標の令和3年度調査結果について【都県域】

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況【業務】（ダンピング対策）

凡例
- 設定率0.8未満
- 設定率0.8～0.9
- 設定率0.9～1.0
- 設定率1.0

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 ＝ （低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数） ／ （年度の発注業務数）

「発注関係事務の運用に関する指針に基づく調査等の業務に関する調査」データをもとに算出

対　　象：契約金額100万円以上の業務（随意契約を除く）

※都県域単位：各都県管内の**都県**、**政令市**発注の全ての業務を足し合わせて算出

※ブロック単位は都県政令市の発注機関で算出

基準値（平成30年度）

関東ブロック：0.75

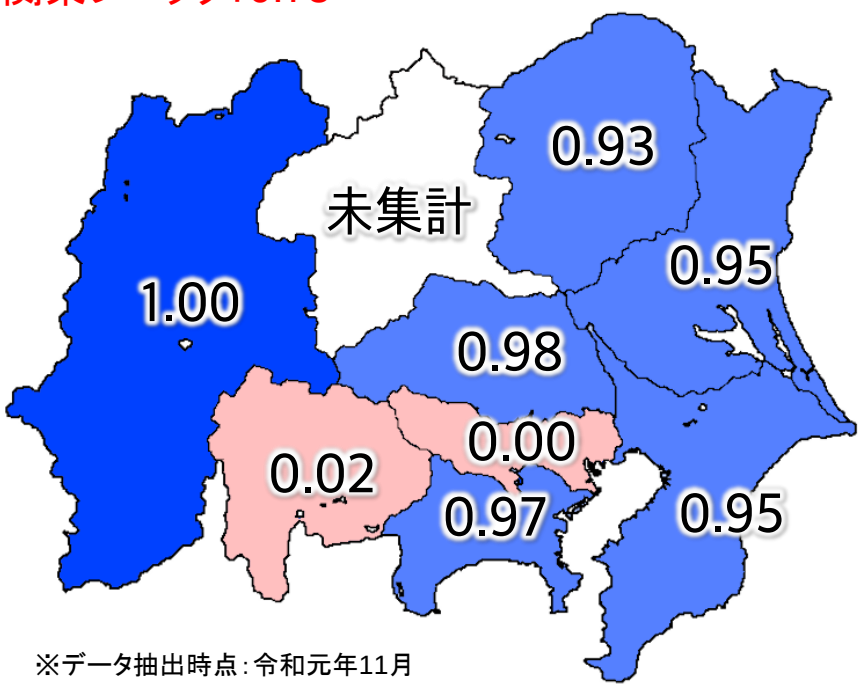

※データ抽出時点：令和元年11月

実績値（令和2年度）

※( )内の数値は目標値(R6)

関東ブロック：0.86(1.00)

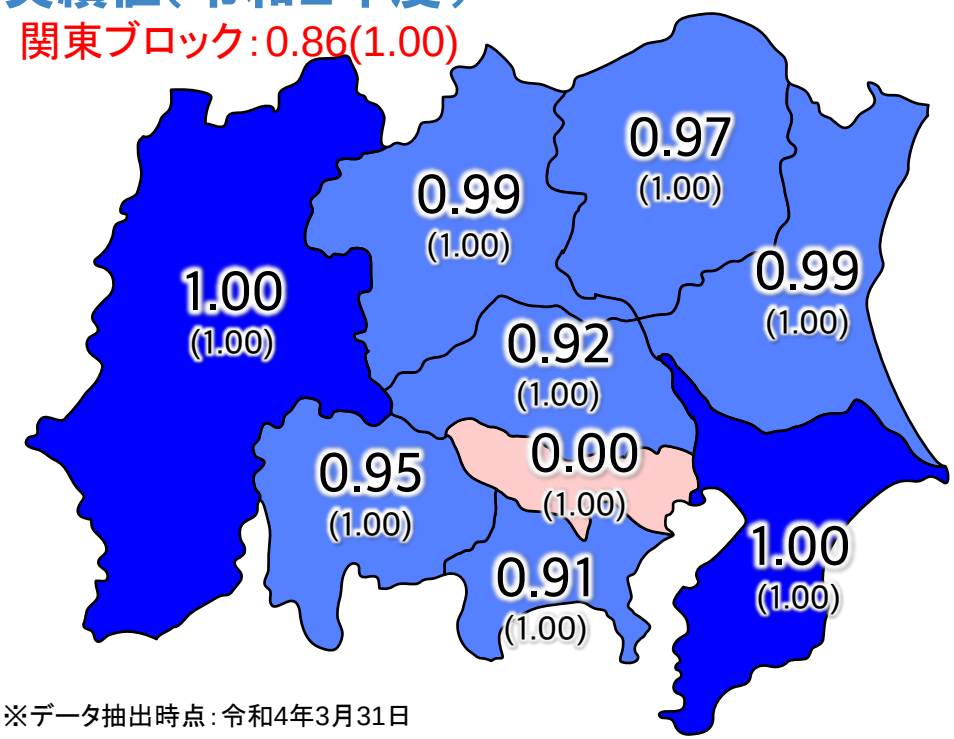

※データ抽出時点：令和4年3月31日

全国統一指標・関東ブロック独自指標　ロードマップ（イメージ）

国土交通省
関東地方整備局

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
・工事指標① 地域平準化率 ・工事指標② 週休2日 ・工事指標③ ダンピング対策 ・工事指標④ 積算基準 ・工事指標⑤ 設計変更 ・工事指標⑥ 区市町村における 週休2日 ・業務指標① 地域平準化率 ・業務指標② ダンピング対策 ・業務指標③ ｳｨｰｸﾘｰｽﾀﾝｽ			取組検討 制度の策定	試行	本運用	

現時点

目標年度
（R6）

令和2年12月23日
新・全国統一指標、
関東ブロック独自指標の決定

令和4年10月20日
新・全国統一指標、関東ブロック独自指標
（令和3年度調査）公表

令和7年10月頃
新・全国統一指標、関東ブロック独自指標
（令和6年度調査）公表予定

目標達成に向けて、令和5年度に試行的な運用を開始する必要があります。

「監理技術者制度運用マニュアル」改正の概要

資料4

国土交通省

■ **令和４年11月18日に建設業法施行令の一部を改正する政令**※が公布され、**金額要件の見直し関係**については、**令和５年１月１日から施行**されます。

■ また、**「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第２期）」**において、**技術者途中交代の条件の見直し、同一の工事と見なせる範囲の合理化**の見直しの方向性について検討を行い、**令和４年５月31日に「技術者制度の見直し方針」としてとりまとめられ**ました。

■ 上記を踏まえ、「監理技術者制度運用マニュアル」を改正し、監理技術者制度の適確な運用の徹底を図ります。

※建設業法施行令 の一部を改正する政令（令和４年政令第353号）

1．同一工事と見なせる範囲の合理化

■ 同一の監理技術者等が管理できる範囲の見直し

【三 監理技術者等の工事現場における専任】

・ 同一工作物の関連工事を別の監理技術者等が管理することは非合理的な場合もあるため、「随意契約」の場合でなくても、同一の建築物または連続する工作物に関する工事において、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た場合については、同一の監理技術者等による管理を認めることとする。

2．技術者途中交代の条件の見直し

■ 合理的な範囲で柔軟な交代を可能に

【三 監理技術者等の工事現場における専任】

・ 働き方改革、建設現場の環境改善等の促進や、建設業への入職促進・定着の観点から、監理技術者等が合理的な範囲で柔軟に交代することを可能とするため、工事請負契約において、監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について書面その他の方法により発注者と合意がなされている場合は、監理技術者等の途中交代を可能とする。

3．金額要件の見直し

■ 政令改正後の金額要件に修正

※() 内は建築一式工事の場合

	改正前	改正後
特定建設業の許可・監理技術者の配置・施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限	4000万円（6000万円）	4500万円（7000万円）
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限	3500万円（7000万円）	4000万円（8000万円）

4．その他

■ 発出済みの通知等に伴う見直し
■ 表現の適正化

【二－二 監理技術者等の設置、二－三 監理技術者等の職務】

・ 営業所における専任の技術者、監理技術者等が職務に従事するにあたり、テレワークの扱いを明記。

【五 施工体制台帳の整備、 六 工事現場への標識の掲示】

・ 施工体系図及び標識の掲示関して、一定の要件を満たす場合、デジタルサイネージ等ＩＣＴ機器の活用が可能である旨を明記。

【全般】表現の適正化

資料5

「資源有効利用促進法」を知っていますか？

「資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律」では、建設工事の発注者及び受注者に建設副産物の発生抑制と再利用の促進に努めることを求めています。

〇政省令の一部改正（第一弾）(公布：R4.9.2／施行：R5.1.1)

〇省令の一部改正（第二弾）(公布：R5.3.3／施行 R5.5.26（(5)2）はR6.6.1施行）　【下線部＿＿が第二弾改正点】

施行日以降に新たに契約した公共及び民間建設工事が対象

（1）発注者、事業者の責務（発注者、元請及び下請企業）

原材料の使用の合理化や再生資源の利用に努める

・資源有効利用促進法では発注者及び受注者に対して、原材料の使用の合理化や再生資源の利用に努めることを求めています。

（2）契約の際に実施すること（元請及び下請企業）

指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行う

・元請及び下請企業は、**請負契約を締結するに際して、運搬費その他指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行う**よう努めることとなっています。

（3）施工前に実施すること（元請企業）

再生資源利用促進計画・再生資源利用計画（以下、計画）の作成等

・**元請企業は一定規模以上**※1**の工事を施工する場合、計画（確認結果票**※2を含む(以下、同じ))**を作成**し、**発注者へ提出、説明**のうえ**工事現場の公衆の見えやすい場所へ掲示**することとなっています。

・元請企業は建設発生土を搬出する場合、**確認結果票を作成**することとなっています。

①建設発生土の**搬出先が盛土規制法の許可地であるなど適正であることの確認**

②**発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続状況等の確認(発注者等は元請企業に手続状況を説明)**

・また、作成した**計画を運送事業者に通知**することとなっています。

・なお、工事現場において責任者を置くことにより管理体制を整備し同計画の事務を適切に行うこととなっています。

（4）建設発生土の搬出後又は受入後に実施すること（元請企業）

1）**搬出先の受領書の確認及び保管等**

・元請企業は、**建設発生土を搬出先へ搬出したとき**は、速やかに搬出先の管理者に**受領書の交付を求め搬出先が計画と一致することを確認**するとともに、**受領書の写しを保存**※3することとなっています。

2）**建設発生土の受入後の受領書交付**

・元請企業は、**建設発生土を**他の建設工事やストックヤードから**受入れたときは、搬入元に受領書を交付**することとなっています。

（5）建設工事の竣工後に実施すること（元請企業）

1）**計画の実施状況の記録・保存等**

・元請企業は、**計画の実施状況を把握して記録、保存**※3し、また、発注者から請求があったときは、**計画の実施状況を発注者に報告**することとなっています。

2）**建設発生土の最終搬出先の記録の作成・保存**

・元請企業は**建設発生土が計画に記載した搬出先（次の①から④を除く）から他の搬出先へ搬出されたとき**は、速やかに当該搬出先の**搬出先の名称や所在地、搬出量等を記載した書面**※4**を作成**し、**保存**※3することとなっており、**更に他の搬出先へ搬出されたときも同様**となっています。

① 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）

② 他の建設現場で利用する場合

③ ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード

④ 土砂処分場（盛土利用等し再搬出しないもの）

※3 保存期間は、建設工事の完了日から5年間

国土交通省

不動産・建設経済局　建設業課（TEL：03-5253-8111）

（令和5年3月版）

※1　計画の作成を要する一定規模以上の工事

《再生資源利用促進計画（建設副産物を搬出する際の計画）》

計画を作成しなければならない工事	計画に定める内容
次のような指定副産物を搬出する工事 １．土砂　……　５００m³以上 （改正前は1,000m³） ２．Co塊 As塊 建設発生木材　……　合計２００ｔ以上	１．指定副産物の種類ごとの搬出量 ２．指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の工事現場等への搬出量 ３．その他、建設副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

《再生資源利用計画（再生資材を利用する際の計画）》

計画を作成しなければならない工事	計画に定める内容
次のような建設資材を搬入する工事 １．土砂　……　５００m³ 以上 （改正前は1,000m³） ２．砕石　……　５００ｔ　以上 ３．加熱アスファルト混合物……　２００ｔ　以上	１．建設資材ごとの利用量 ２．利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量 ３．その他、再生資源の利用に関する事項

以下の参考様式は国土交通省のホームページを参照ください。

※2　計画書及び確認結果票

※4　建設発生土の最終搬出までの搬出先の名称や所在地等を記載した書面

「建設発生土の搬出先計画制度」で検索

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html

国土交通省

不動産・建設経済局　建設業課（TEL：03-5253-8111）